# はじめに

TAC行政書士講座・サクセス180本科生のご 受講をご検討いただき、誠にありがとうございます。

行政書士は、予防法務家と言われるように、行政 書士は、「争いが起こらないようにする法律家」です。

また、契約書、遺言書から、許認可申請書類まで、 法的文書の作成や、法務の事務処理のエキスパート でもあります。

# 「行政書士になりたい!」

というあなたの思いを、一緒に達成しましょう!

この見本テキストは、TAC行政書士講座・サクセス180本科生のサクセス講義で使用いたします「合格革命・行政書士基本テキスト」の第1回目の講義を抜粋したものになります。ぜひ、2016年合格に向けた学習をお考えの際の一助としていただければ幸いでございます。

# 本書の特長と使い方

本書は、受験生のみなさんが行政書士試験合格に必要な知識をスムーズに習得できるように、様々な要素を盛り込んでいます。以下では、これらの要素について説明しつつ、本書の効果的な学習法を紹介します。

1. 科目別ガイダンスで科目の概要・出題傾向を把握しよう!

# 科目別ガイダンス

# 1 憲法とは何か ◆

# (1) 憲法の役割

憲法(正式名称は「日本国憲法」)とは、日本における法(ルール)の中で 最上位に位置づけられる根本的な法のことです。したがって、国家権力は、憲 法に違反する法律を作ったり、憲法に違反する政治を行ったりすることはでき ません。

■ 科目の概要を説明しています。本格的な学習に入る前に科目の概要を理解しておくと、以後の学習がスムーズになります。

# 2 出題傾向表

10年間(平成18年度~27年度)分の本試験の出題傾向を表にまとめました。

#### (1) 総論

	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
憲法の意味				0						
天皇	0									

○: そのテーマから出題、△: 肢の1つとして出題

2 本試験の出題傾向が一目でわかるように、過去10年間の本試験で出題されたテーマを一覧表にしています。

行政

# 3 分析と対策 ◆

## (1) 学習指針

行政書士試験の憲法は、ほとんどが「人権」と「統治」から出題され、「総論」から出題されることは稀です。そこで、まずは「人権」と「統治」をしっかり学習し、余裕があれば「総論」も学習するといった順序が効率的です。

# (2) 学習内容

### ①人権

「人権」では、毎年のように「精神的自由権」が出題されていますので、「精

3 出題傾向を踏まえた上で、学習すべき内容やテーマを示しています。これにより、効果的な学習が可能になります。

# 2. テーマの重要度、学習のポイントを確認しよう!

■ 本試験での出題可能性の高いテーマから順にA~Cのランクを付けています。まずはAランクのテーマを重点的に学習しましょう。

# 第3節 精神的自由権





#### 学習のPOINT

精神的自由権には、①思想及び良心の自由、②信教の自由、③表現の自由、④学問の自由の4種類があります。特に、③表現の自由は 頻出ですので、重点的に学習しましょう。

> 2 講師が各テーマの全体像や学習指針についてアドバイスしています。本文を学習する際には、常に 意識しておきましょう。

★はは、
1 法律学習の基本である条文を掲載しています。本試験 で頻出の重要条文を網羅していますので、新たに六法など を購入しなくても、これ1冊で条文学習は万全です。

# 1 生存権

#### 第25条

- 1 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む 権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保 障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならな (1)

生存権とは、憲法25条1項の定める「健康で文化的な最低限 度の生活を営む権利しのことです。これは、福祉国家の理想に 基づき、社会的・経済的弱者を保護するために保障されていま す。

生存権については、以下のような判例があります。※1

2 難しい言回しを避 け、できる限りわかり やすく解説していま す。くり返し読んで、 理解していきましょ う。

#### 最重要判例

# ● 朝日訴訟 (最大判昭42.5.24) ◆

事案 朝日氏が受領していた生活扶助が健康で文化的な最低限度の生活水 準を維持するに足りるかどうかが争われた。

結論 訴え却下 \*\*2

1 生存権の法的性格

25条の規定は、すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を 営み得るように国政を運営すべきことを国の責務として宣言したに とどまり、直接個々の国民に対して具体的権利を賦与したものでは ない。週10-22-2.5

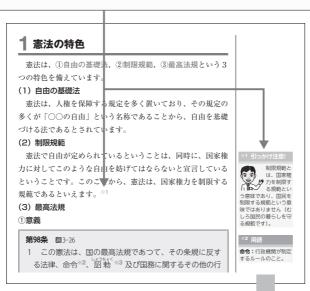
②健康で文化的な最低限度の生活の認定判断

健康で文化的な最低限度の生活は、抽象的な相対的概念であり、 その具体的内容は、文化の発達・国民経済の進展に伴って向上する のはもとより、多数の不確定要素を総合考量して初めて決定でき る。したがって、何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認 定判断は、厚生大臣(現厚生労働大臣)の合目的的な裁量に委ねら れており、その判断は、当不当の問題として政府の政治責任が問わ れることはあっても、直ちに違法の問題を生じることはない。過 10-22-4

3 判例の中でも特 に重要な判例を表の 形で掲載しています。 事案も掲載していま すので、判例を具体 的に理解することが できます。

- 4 長文の判例は分割し て小見出しを付けていま すので、長文の判例もス ムーズに理解することが できます。
- 5 過去の本試験で出題された知識については、出 題年度・問題番号・肢番号を付けていますので、重 要部分が一目でわかるようになっています。なお、 □ 10-22-4とは、平成10年度問題22肢4を意味し ています。

■ 本文をより理解しやすくするため、充実した側注を付けています。本文を読んでいて※が付いている部分が出て来たら、同じ番号の側注を確認しましょう。側注は、基本的な事項(赤色)と応用的な事項(青色)に分けてありますので、初学者の人は、まずは赤色の側注のみ読んでいくとよいでしょう(2回目以降は青色の側注も読んでみてください)。なお、側注の具体的な内容については、以下の表のとおりです。



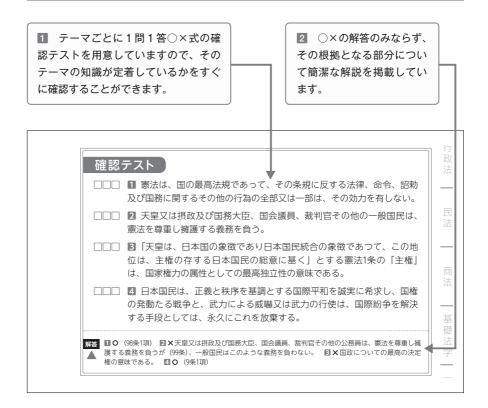
# 【基本的な事項(赤色)】

*用語	わかりにくい法律用語・専門用語の意味を説明しています。
*具体例をイメージ	本文中の内容をイメージできるような具体例を挙げています。
*重要判例	本試験で出題が予想される重要な判例を掲載しています。
*よくある質問	講師が受験生からよく受ける質問を掲載し、その質問にわかりやすく 回答しています。

#### 【応用的な事項(青色)】

**参考	本文の内容に関連する発展的な事項を掲載しています。
**過去問チェック	本文の内容が実際に出題された過去問を掲載しています。なお、正誤 判断のポイントには下線を付けています。
*引っかけ注意!	講師が答案を採点していて気付いた受験生の間違いやすいポイントを 指摘しています。
*受験テクニック	講師が覚え方・考え方のコツなど秘伝のテクニックを伝授しています。
*記述対策	記述式で出題が予想される部分や、誤字に注意すべき漢字などについ て指摘しています。
*法改正情報	近時、法改正があった点について説明しています。

# 5. 確認テストを解こう!



# 6. くり返し読み込もう!

あとは、1.~5. をくり返して、行政書士試験合格に必要な知識をどんどん定着させていきましょう! 1回で理解できなかったとしても、何度も読み込むうちに理解できるようになるので、1回ですべてをマスターしようとするのではなく、何回もくり返し学習することが重要です。

# 本書における法令基準日

本書は、平成27年11月9日現在の施行法令および平成27年11月9日現在において平成28年4月1日までに施行される法令に基づいて執筆されています。

なお、行政不服審査法の全面改正および関連法律の改正については、平成27年11月9日現在において施行日は判明していませんが、平成28年4月1日に施行されるものとして、本書では改正を反映しています。

# 第 1 部

# 憲法

▶科目	∃別ガイダンス⋯⋯⋯ 22
第1章	総論 25
第1節	憲法の意味・・・・・・・25
第2節	天皇30
第2章	人権35
第1節	人権総論 ※ 35
第2節	幸福追求権及び
	法の下の平等 ※ … 46
第3節	精神的自由権 ※56
第4節	経済的自由権73
第5節	人身の自由 79
第6節	社会権 86
第7節	参政権 93
第8節	受益権 95
第3章	統治 98
第1節	国会 ※ 98
第2節	内閣 ※ 111
第3節	裁判所 ※ 119
第4節	財政132
第5節	地方自治 137
第6節	憲法改正 140

※は『スタートダッシュ』掲載テーマです。

# 科目別ガイダンス

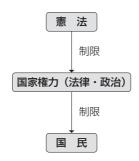
# 1 憲法とは何か

# (1) 憲法の役割

憲法(正式名称は「日本国憲法」)とは、日本における法(ルール)の中で最上位に位置づけられる根本的な法のことです。したがって、国家権力は、憲法に違反する法律を作ったり、憲法に違反する政治を行ったりすることはできません。

例えば、国家権力が自分に都合のいいように法律を作って国民の財産を奪ったり逮捕してしまったら、国民は安心して暮らすことができません。そこで、憲法は、国家権力に対して歯止めをかけ、国民の暮らしを守る役割を果たしているのです。

# 【憲法と国家権力】



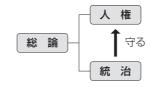
# (2) 憲法の全体構造

憲法は、全体に共通する基本原理について定めた「総論」、国民の権利について定めた「人権」、国の政治の仕組みについて定めた「統治」の3つに分けることができます。

なお、「人権」と「統治」はまったく別物というわけではなく、「統治」の規 定は「人権」を守るための手段として存在していることを押さえておきましょ う。

以上をまとめると、次のページの図のようになります。

# 【憲法の全体構造】



# 2 出題傾向表

10年間(平成18年度~27年度)分の本試験の出題傾向を表にまとめました。

# (1) 総論

	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
憲法の意味				0						
天皇	0									

○: そのテーマから出題、△: 肢の1つとして出題

# (2) 人権

	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
人権総論	0	0	0					0		0
幸福追求権及び法の下の平等	$\triangle$	0			0	0	0	0	0	
精神的自由権	0		0	0	0	0		0		0
経済的自由権				0					0	
人身の自由	$\triangle$	0					$\triangle$			
社会権			0				0			0
参政権			0		$\triangle$					
受益権										

○: そのテーマから出題、△: 肢の1つとして出題

# (3) 統治

	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
国会	$\triangle$		$\triangle$	0	0	0	$\triangle$	0		
内閣		0	$\triangle$	0	$\triangle$		0		0	
裁判所	0	0	$\triangle$			$\triangle$	$\triangle$		0	0
財政		0			0		0			0
地方自治										
憲法改正	$\triangle$									

○: そのテーマから出題、△: 肢の1つとして出題

# 3 分析と対策

# (1) 学習指針

行政書士試験の憲法は、ほとんどが「人権」と「統治」から出題され、「総 論」から出題されることは稀です。そこで、まずは「人権」と「統治」をしっ かり学習し、余裕があれば「総論」も学習するといった順序が効率的です。

# (2) 学習内容

# ①人権

「人権」では、「精神的自由権」の出題頻度が高いので、「精神的自由権」については今年度も出題されるものと思って十分な学習をしておきましょう。また、「人権総論」や「幸福追求権及び法の下の平等」もよく出題されていますので、注意が必要です。

そして、「人権」では、最高裁判所の判例(ある事件について最高裁判所が示した判断)が出題されることが多いので、学習していて最高裁判所の判例が出てきたら、その都度読み込んでいくようにしましょう。また、最高裁判所の判例は、合憲(憲法に違反しない)か違憲(憲法に違反する)かという結論のみならず、そこに至るまでの理由付け(判旨)についても出題されますので、理由付け(判旨)についてもしっかり押さえるようにしましょう。

# ②統治

「統治」では、ほとんどが「国会」「内閣」「裁判所」のいずれかからの出題であり、その他のテーマからの出題は稀ですから、「国会」「内閣」「裁判所」を重点的に学習しましょう。そして、「統治」では、最高裁判所の判例に加えて、条文知識を問う問題もよく出題されますので、最高裁判所の判例のみならず条文も読み込んでおきましょう。

# (3) 近時の出題傾向

近時の行政書士試験の憲法では、簡単な問題(基本的な条文や最高裁判所の判例の知識を問う問題)と難しい問題(聞いたことのないような学者の説を問う問題や、試験の現場でじっくり考えないと解けないような問題)の差が激しいという傾向があります。そこで、憲法では、簡単な問題は取りこぼしのないよう学習し、難しい問題は潔く捨てるといった姿勢が重要となります。

# (4) 得点目標

憲法では、6割正解できれば十分といえるでしょう(例年、簡単な問題が6割程度、難しい問題が4割程度出題されます)。

# 論 章

# 憲法の意味





## 学習のPOINT

ここでは、憲法の特色や基本原理について見ていきます。試験で直 接出ることは少ないですが、後の学習の前提となるところですの で、一読しておきましょう。

# 憲法の特色

憲法は、①自由の基礎法、②制限規範、③最高法規という3 つの特色を備えています。

# (1) 自由の基礎法

憲法は、人権を保障する規定を多く置いており、その規定の 多くが「○○の自由」という名称であることから、自由を基礎 づける法であるとされています。

# (2) 制限規節

憲法で自由が定められているということは、同時に、国家権 力に対してこのような自由を妨げてはならないと宣言している ということです。このことから、憲法は、国家権力を制限する 規範であるといえます。※1

# (3) 最高法規

# (1)意義

# 第98条 獨3-26

- 1 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反す る法律、命令\*2、詔勅 \*3 及び国務に関するその他の行 為の全部又は一部は、その効力を有しない。
- 2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、こ



炒 力を制限す る規範とい う意味であり、国民を 制限する規範という意 味ではありません(む しろ国民の暮らしを守 る規範です)。

#### \*2 用語

命令: 行政機関が制定 するルールのこと。

## \*3 用語

詔勅:天皇の意思を表 示する公文書のこと。

# れを誠実に遵守することを必要とする。

憲法は、法律などの他のルールよりも上位に位置づけられています(これを最高法規といいます)。

# ②憲法尊重擁護義務

# 第99条

天皇又は摂政<sup>\*\*1</sup> 及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。**個** 1-28-2、17-3-5

憲法の最高法規性は、法律などの下位のルールや国家権力の 行使によって危険にさらされる場合があります。

そこで、憲法を危険にさらすような政治活動を事前に防止するため、天皇・摂政や、国務大臣・国会議員・裁判官などの公務員に対して憲法尊重擁護義務が課されています。\*\*2

# 2 憲法の基本原理

憲法の基本原理には、①国民主権、②基本的人権の尊重、③ 平和主義の3つがあります。この3つは前文 \*\*3 において宣言されていますので、まずは前文を読んでみましょう。 \*\*4

## 前文 圖2-25

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

#### (1 用意

**摂政:**天皇の代理機関のこと。

#### <sup>2</sup> 引っかけ注意



憲法尊重擁 護義務が課 せられてい るのはあく

まで公務員であり、一般国民には憲法尊重擁護義務が課せられていません。

#### \*3 用語

**前文:**条文 (1条) の 前に置かれ、その法の 目的や基本原理を述べ るもののこと。

#### \*4 参考

前文も憲法典の一部で あり、改正をするため には憲法改正手続が必 要である。 日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して 他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則 は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の 主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務 であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

# (1) 国民主権

国民主権とは、国の政治のあり方を最終的に決定する力又は 権威が国民にあるとする原理のことです。

なお、主権の概念は、一般に、①国家の統治権、②国家権力 の属性としての最高独立性、③国政についての最高の決定権、 という3つの意味で用いられています。

# 【主権概念】 週12-6

国家の統治権	国土と国民を支配する権利のこと **5
国家権力の属性としての 最高独立性	国内においては最高、国外に対しては独立であること $^{*6}$
国政についての最高の 決定権	国の政治のあり方を最終的に決定する力又は 権威のこと <sup>※7</sup>

# (2) 基本的人権の尊重

# 第11条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。 この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのでき

# <sup>※5</sup> 具体例をイメージ

例えば、「日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及四国並二吾等ノ決定スル諸小島二局限セライベシ」とするポツダム宣言8項の「主権」である。

# ※6 具体例をイメージ

例えば、「政治道徳の 法則は、普遍的なもの であり、この法則に従 ふことは、自国の主権 を維持し、他国と対等 関係に立たうとする信 る」とする憲法前文3 項の「主権」である。

# <sup>※7</sup> 具体例をイメージ

例えば、「ここに主権が国民に存することをできることを確定する」とする憲法を確定する」とする憲法を確前する」とすを権力の事態をであり、日本国民統合の象徴であつて、この表述を必要を表して、この表述に、主権の総言になる。とするるとして、この憲法によりである。

ない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

# 第97条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試錬に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

基本的人権とは、人間が生まれながらにして当然に持っている権利のことです。

基本的人権は、①固有性、②不可侵性、③普遍性という3つの性質をもっています。

# 【基本的人権の性質】

固有性	人間であることにより当然に認められること
不可侵性	国家権力によって侵害されないこと
普遍性	人種・性別などに関係なく誰にでも認められること

# (3) 平和主義

# 第9条

- 1 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。週17-3-2 ※1
- 2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、 これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

日本国憲法は、戦争に対する深い反省から、平和主義の原理 を採用し、戦争と戦力の放棄を宣言しています。

# **最重要判例** 砂川事件 (最大判昭34.12.16)\*\*2

事案 国が米軍飛行場拡張のため東京都砂川町の測量を開始し、これに反対した地元住民らが基地内に立ち入った行為が、旧日米安全保障条約に基づく刑事特別法違反に問われたため、日米安全保障条約の合憲性が争われた。

#### **※1 過去問チェック**

日本国民は、正義と秩 序を基調とする国際平 和を誠実に希求し、国 権の発動たる戦争と武 力の行使は、国際紛争 を解決する手段として は、永久にこれを放棄 する。→× (17-3-2)

#### <sup>※2</sup> よくある質問



●憲法の判例には「砂川事件」のように事件

名が書かれているものがありますが、憲法の判例は事件名まで覚える必要があるんですか?



が名付けた正式なものではありませんし、事件名を知らなければ頭 作名を知らなければ頭 は出題されませんか ら、事件名まで覚える 必要はありません。 結論 合憲・違憲の判断をしなかった。

# 判旨 ①戦力の意義

9条2項がその保持を禁止した戦力とは、我が国がその主体となっ てこれに指揮権・管理権を行使しうる戦力をいい、外国の軍隊は、 たとえ我が国に駐留するとしても、ここにいう戦力に該当しない。

②自衛権の保障の可否

我が国が自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必 要な自衛のための措置をとりうることは、国家固有の権能の行使と して当然であるから、9条により我が国が主権国として持つ固有の 自衛権は何ら否定されたものではなく、憲法の平和主義は決して無 防備・無抵抗を定めたものではない。

確認え	テスト
	■ 憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。
	2 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の一般国民は、 憲法を尊重し擁護する義務を負う。
	3 「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」とする憲法1条の「主権」は、国家権力の属性としての最高独立性の意味である。
	4 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
護する郭	98条1項) 2×天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、憲法を尊重し擁 義務を負うが(99条)、一般国民はこのような義務を負わない。 ■×国政についての最高の決定 未である。  【〇(9条1項)



#### 学習のPOINT

天皇については、条文からの出題がほとんどですので、条文をくり返し読んでおきましょう。特に、天皇の国事行為(12個)は覚えておきましょう。

# 1 天皇の地位

## 第1条

天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。**個** 6-21-1

大日本帝国憲法 <sup>※1</sup> では、天皇は国政に関する最終的な決定 権限を有する主権者とされていました。したがって、大日本帝 国憲法の下では、天皇が一番偉かったといえます(天皇主権)。

しかし、日本国憲法は、国民を主権者とし、天皇は象徴 \*\*2 としての地位にとどまるものとしました。したがって、日本国憲法の下では、一番偉いのは国民であり、天皇ではありません(国民主権)。\*\*3

# 2 皇位継承

# 第2条

皇位は、世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。**2010-21-**イ、17-3-1 \*\*4

世襲制は、国民の意思とかかわりなく天皇の血縁者に皇位を 継承させる制度ですから、民主主義の理念及び平等原則に反す るものといえます。

しかし、日本国憲法は、天皇制を存続させるために必要と考

### ※1 用語

大日本帝国憲法: 現在 の日本国憲法ができる 前の憲法のこと。明治 憲法とも呼ばれる。

#### **※2 用語**

**象徴:**抽象的で形のないものを表すための具体的で形のあるもののこと。

#### ※3 重要判例

天皇は日本国の象徴で あるから、天皇には民 事裁判権が及ばない (最判平元.11.20)。

#### **※4 過去問チェック**

皇位は、<u>世襲のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。→○(17-3-1)</u>

え、例外的に世襲制を規定しています。※5

# 3 天皇の権能

# (1) 範囲

# 第4条

1 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行 ひ、国政に関する権能を有しない。 **20**-21-4、10-21-1

天皇は、憲法の定める国事に関する行為(国事行為といいます)のみを行い、国政に関する権能を有しません。

国事行為は、いずれも形式的・儀礼的な行為です。具体的には、6条に2個、7条に10個あります。

# 第6条

- 1 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。 **2**7-21-4、11-21-7、18-4-7
- 2 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁 判官を任命する。 **2**-30-1、2-23-2、4-25-3、6-21-3、7-21-I、8-25-7、10-21-I、11-25-1

天皇が任命するのは、内閣総理大臣と最高裁判所の長たる裁判官だけです。つまり、行政の長と司法の長といった偉い人たちについては、天皇が直々に任命するのです。

# 【国家機関の指名・任命】※6

	指名	任命		
内閣総理大臣	国会 (6条1項)	天皇 (6条1項)		
国務大臣		内閣総理大臣 (68条1項)		
最高裁判所長官	内閣 (6条2項)	天皇 (6条2項)		
長官以外の 最高裁判所裁判官		内閣 (79条1項)		
下級裁判所裁判官	最高裁判所 (80条1項前段)	内閣 (80条1項前段)		

#### ※5 参差

憲法上、皇位の継承に ついては世襲制が規定 されているのみであ り、女子の天皇即位は 禁止されていない。 っとも、皇室典範によ って、女子の天皇即位 は禁止されている。

## ※6 よくある質問



●指名と任 命の違いは 何ですか?

●指名とは、 誰をその地 位につける かを選ぶ行 為にすぎず、指名の時

かを選ぶ行 為にすぎず、指名の時 点ではまだその地位に ついているわけではあ りません。これに対し て、任命とは、その地 位についたこととなる 効力を発生させる行為 のことです。したがっ て、6条1項を例にとり ますと、内閣総理大臣 は、天皇から任命され た時点で初めて内閣総 理大臣の地位につくこ とになり、国会で指名 された時点ではまだ内 閣総理大臣の地位を取 得していないことにな ります。

# 第7条

天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の 国事に関する行為を行ふ。

- ① 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。**週** 7-21-1、11-21-1、18-4-1、27-7-4
- ② 国会を召集すること。 2-26-1、7-22-3、8-24-2、9-23-2
- ③ 衆議院を解散すること。圓11-21-イ、15-6-1、18-4-オ
- ④ 国会議員の総選挙の施行を公示すること。 1-27-2
- ⑤ 国務大臣及び法律の定めるその他の管吏の任免並び に全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証するこ と。 個18-4-ウ、26-6-2
- ⑥ 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証 すること。 圖1-27-3、3-25-5、7-21-ウ、18-4-I
- ⑦ 栄典を授与すること。 61-27-5
- ⑨ 外国の大使及び公使を接受すること。
- ⑩ 儀式を行ふこと。

天皇は、内閣の助言と承認により、以下のような国事行為を 行います。

# ①憲法改正・法律・政令 \*1・条約 \*2 の公布

公布とは、成立したルールを公表して一般国民が知り得る状態におくことです。

# ②国会の召集

召集とは、期日や場所を指定して国会議員に集合を命ずる行 為のことです。\*\*3

# ③衆議院の解散

衆議院の解散とは、衆議院議員の任期満了前に衆議院議員全 員の資格を失わせることです。

# ④国会議員の総選挙の施行の公示

総選挙の施行の公示とは、総選挙の期日を国民に知らせることです。

#### **※1 用課**

**政令**:内閣が制定する ルールのこと。

#### \*2 用語

条約:国家と国家の間 の文書による合意のこ と。

#### **※3 引っかけ注意**

国会の「召集」であり、 「招集」で 「招集」で も 条性選択する「切

ん。多肢選択式で「招 集」を選ばないように 注意しましょう。

# ⑤国務大臣 \*\*4 その他の官吏 \*\*5 の任免の認証

認証とは、ある行為が権限のある機関によってなされたことを外部に証明することです。なお、任免とは、任命と罷免の略で、選任したり辞めさせたりすることです。

# ⑥恩赦の認証

大赦・特赦・減刑・刑の執行の免除・復権をまとめて恩赦と 呼びます。これは、国家的慶事の際に刑罰を免除するものです。

# ⑦栄典の授与

栄典とは、特定の人に対してその栄誉を表彰するために認められる特別な地位のことです。

# ⑧批准書その他の外交文書の認証

批准書とは、国家が条約の内容を審査し、確定的な同意を与 えた書面のことです。

# 9外国の大使・公使の接受

接受とは、外国の大使・公使と儀礼的に面会することです。

# ⑩儀式を行うこと

「儀式を行うこと」とは、天皇が主宰して儀式を行うことを 意味します。\*\*6

# (2) 要件

# 第3条

天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。**個**6-21-2、9-24-2、11-21-1 \*\*7

天皇が国事行為をするためには、内閣の助言と承認が必要であり、天皇はこの助言を拒否することはできません。

# (3) 代行

# 摂政

# 第5条

皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第1項の規定を準用 \*8 する。 10-21-7

### \*4 用語

国務大臣: 内閣の構成 員である大臣のこと。

### <sup>※5</sup> 用語

**官吏:**国家公務員のこと。

#### .e +>.=v

天皇が全国植樹祭に参 列することは、「儀式 を行うこと」に当たら ない。 **個1-27-1** 

#### **※7 過去問チェック**

天皇の国事に関する行 為については内閣の助 言と承認を必要とし、 天皇は、その行為の責 任を負わない。 (11-21-I)

## \*8 用語

準用:ある事項に関する法令の規定を、これと似た別の事項に対して、当然に必要な若干の変更を加えつつ当てはめること。

天皇が成年に達しないときや、精神・身体の重患又は重大な 事故により自ら国事に関する行為を行うことができないとき は、天皇の権能は、摂政が代行します(皇室典範16条)。

# ②国事行為の委任

# 第4条

2 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関す る行為を委任することができる。 6-21-5、10-21-ウ

摂政を置くほどではないものの、天皇が一時的に国事行為を 行うことができないときは、他の者が天皇に代わって国事行為 を行うことができます。\*1

# 4 皇室の財産授受の議決 ※2

# 第8条

皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、 若しくは賜与 \*\*3 することは、国会の議決に基かなければ ならない。

皇室へ財産が集中することや、皇室が特定の個人や団体と特 別な関係を結ぶことで不当な支配力を持つことを防ぐため、皇 室の財産授受については国会の議決が必要とされています。

# ※1 具体例をイメージ

例えば、海外旅行や病 気の場合などである。

皇室の財産 授受に関す る国会の議 決 (8条) に は衆議院の優越は認め られませんが、皇室の 費用に関する国会の議 決 (88条) には衆議院 の優越が認められま

す。両者をしっかり区 別して覚えておきまし よう。

# ※3 用語

賜与:無償で譲り渡す こと。

# 確認テスト

- □□□ 皇位は、世襲のものであって、国会の議決した皇室典範の定めるとこ ろにより、これを継承する。 □□□ 2 内閣総理大臣の指名は、天皇の国事行為である。 □□□ 3 天皇の国事に関するすべての行為には、国会の助言と承認を必要と し、国会が、その責任を負う。 □□□ 4 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与 することは、国会の議決に基づかなければならない。
- 解答 1〇 (2条) 2×天皇の国事行為は、内閣総理大臣の任命である (6条1項)。 8×天皇の国事に関する すべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負う(3条)。 40 (8条)

# 第2章人 権

# 第1節 人権総論





## 学習のPOINT

人権総論では、各種の人権に共通して問題となる事柄、すなわち、 ①人権の分類、②人権の享有主体、③人権の限界、④人権の私人間 効力の4つを学習します。

# 1 人権の分類

人権とは、人間が生まれながらにして当然にもっている権利 のことです。人権は、その性質に応じて、①自由権、②社会 権、③参政権、④受益権の4種類に分類することができま す。※4

# 【人権の分類】

自由権	国家が国民に対して強制的に介入することを排除して
	個人の自由な活動を保障する権利
社会権	社会的弱者が人間に値する生活を送れるよう国家に一 定の配慮を求める権利
参政権	国民が自己の属する国の政治に参加する権利
受益権 ※5	他の人権の保障を確実なものとするため、国に対して 一定の行為を求める権利

自由権は、さらに①精神的自由権、②経済的自由権、③人身の自由の3種類に分類することができます。

# 【自由権の分類】

精神的自由権	学問・表現などの精神的活動を行う自由
経済的自由権 職業選択などの経済的活動を行う自由	
人身の自由	国家から不当に身柄を拘束されない自由

#### ※4 参考

自由権は「国家からの 自由」とも呼ばれる。 なお、社会権は「国家 による自由」、参政権 は「国家への自由」と 呼ばれる。

#### ※5 关ま

受益権は、国務請求権 とも呼ばれる。 これらをまとめると、以下のような図で表すことができます。

# 【人権の分類のまとめ】



# 2 人権の享有主体

人権の享有主体とは、人権が保障されている人のことです。 ここでは、法人  $^{*1}$  や外国人  $^{*2}$  が人権の享有主体となるかが 問題となります。

# (1) 法人の人権

人権とは人間が生まれながらにして当然にもっている権利のことですから、本来、自然人 \*\*3 でなければ人権は保障されないはずです。しかし、法人も、社会においては重要な存在です。

そこで、最高裁判所の判例は、法人についても、権利の性質 上可能な限り人権が保障されるとしています(八幡製鉄事件: 最大判昭45.6.24)。\*\*4

法人に保障される人権と保障されない人権をまとめると、以 下のようになります。

# 【法人の人権】

法人に保障される人権	法人に保障されない人権
①精神的自由権 ②経済的自由権 ③受益権	<ul><li>①人身の自由</li><li>②社会権</li><li>③参政権</li></ul>

法人の人権については、以下のような判例があります。

#### <sup>※1</sup> 用語

法人: 法律の規定により権利をもつことが認められている会社などの団体のこと。

#### \*2 用語

**外国人**: 日本国籍を取得していない人のこと。

### \*3 用語

**自然人**:生身の人間のこと。

### **※4 具体例をイメージ**

「権利の性質上可能な限り」とされているのは、例えば、法人は自然人と違って体をもっていないので、法人には人身の自由が保障されないという意味である。

# 最重要判例

# ● 八幡製鉄事件(最大判昭45.6.24)

事案

八幡製鉄の代表取締役が政党 ※5 に対して政治献金をしたため、同 社の株主がその行為の責任を追及する訴訟を提起し、この政治献金 が会社の目的の範囲外の行為であり無効ではないかが争われた。※6

結論

目的の範囲内の行為であり有効である。

判旨①法人の人権

憲法第3章に定める国民の権利及び義務の各条項は、性質上可能 な限り、内国の法人にも適用される。 63-27-2、7-26-3

②会社の政治的行為の自由

会社は、自然人たる国民と同様、国や政党の特定の政策を支持・ 推進し又は反対するなどの政治的行為をなす自由を有する。過 7-26-3

# 最重要判例

# 南九州税理士会政治献金事件(最判平8.3.19)

強制加入団体である税理士会が、会の決議に基づいて、税理士法を 業界に有利な方向に改正するための工作資金として会員から特別会 費を徴収し、それを特定の政治団体に寄付した行為が、税理士会の 目的の範囲外の行為であり無効ではないかが争われた。

結論

無効である。\*7

判旨 税理士法が税理士会を強制加入の法人としている以上、その構成員 である会員には、様々な思想・信条及び主義・主張を有する者が存 在することが当然に予定されているから、税理十会が決定した意思 に基づいてする活動にも、そのために会員に要請される協力義務に も、おのずから限界がある。したがって、税理士会が政党など政治 資金規正法上の政治団体に金員の寄付をすることは、たとえ税理士 に係る法令の制定改廃に関する政治的要求を実現するためのもので あっても、税理士会の目的の範囲外の行為である。 16-4

# (2) 外国人の人権

憲法第3章は「国民の権利及び義務」というタイトルで人権 について規定していますから、本来、日本国民でなければ人権 は保障されないはずです。しかし、人権は人間が生まれながら にして当然にもっている権利である以上、日本国民と外国人を 区別するのは妥当ではありません。

そこで、最高裁判所の判例は、外国人についても、権利の性 質上日本国民のみを対象としている場合を除いて人権が保障さ れるとしています(マクリーン事件:最大判昭53.10.4)。※8

#### **※5 用語**

政党:政治上の主義・ 施策を推進・反対する ために結成された団体 のこと。

民法34条は、「法人は、 法令の規定に従い、定 款その他の基本約款で 定められた目的の範囲 内において、権利を有 し、義務を負う。」と 規定し、法人の目的の 範囲外の行為は無効で あるとしている。

#### ※7 重要判例

阪神・淡路大震災によ り被災した兵庫県司法 書士会に3000万円の復 興支援拠出金を寄付す ることは、群馬司法書 士会の目的の範囲内の 行為であり、そのため に登記申請事件1件当 たり50円の復興支援特 別負担金を徴収する旨 の同会の総会決議は、 有効である(群馬司法 書士会事件: 最判平 14.4.25)。

# ※8 具体例をイメージ

「権利の性質上日本国 民のみを対象としてい る場合を除いて とさ れているのは、例え ば、参政権は国民が自 己の属する国の政治に 参加する権利であり、 その性質上日本国民の みを対象としている権 利であるから、外国人 には参政権が保障され ないという意味であ る。

## 最重要判例

# ■ マクリーン事件(最大判昭53.10.4)

事案

アメリカ人のマクリーンが日本に入国し、1年後に在留期間更新の 申請をしたところ、法務大臣は、マクリーンが在留中にベトナム反 戦などの政治活動を行ったことを理由に更新を拒否した。そこで、 この更新拒否処分が政治活動の自由を侵害して違法ではないかが争 われた。

#### 結論 適法

# 判旨 ①外国人の人権

憲法第3章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日 本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、我が国に 在留する外国人にも等しく及ぶ。 863-27-1、2-21-1、4-21-1、 18-6-1 \*1 23-4-3

#### ②外国人の政治活動の自由

政治活動の自由は、我が国の政治的意思決定又はその実施に影響 を及ぼす活動等外国人の地位にかんがみこれを認めることが相当で ないものを除き、その保障が及ぶ。 6-24-3、23-4-3、27-3-3 ③外国人の在留 ※2 の権利

憲法22条1項は、日本国内における居住・移転の自由を保障する 旨を規定するにとどまり、憲法上、外国人は、我が国に入国する自 由を保障されているものでないことはもちろん、在留の権利ないし 引き続き在留することを要求しうる権利を保障されているものでも ない。 過5-22-3

外国人に保障される人権と保障されない人権をまとめると、 以下のようになります。

# 【外国人の人権】

外国人に保障される人権	外国人に保障されない人権
①自由権 ②受益権	<ul><li>①入国の自由</li><li>②社会権</li><li>③参政権</li></ul>

# ①入国の自由

入国の自由は、外国人には保障されません(最大判昭 32.6.19)。これは、国際法上、国家が自己に危害を及ぼすおそ れのある外国人の入国を拒否することは、その国家の権限に属 するとされているからです。<sup>※3</sup>

## 最重要判例

# 森川キャサリーン事件(最判平4.11.16)

日本に入国して定住しているアメリカ人の森川キャサリーンが、韓 国へ旅行するため再入国許可の申請をしたところ、不許可とされ た。そこで、この不許可処分が再入国の自由を侵害して違法ではな いかが争われた。

憲法13条以下で保障さ れる諸権利のなかで、 明示的に「国民」を主 語としている権利につ いては、日本に在留す る外国人に対して保障 が及ばないとするの が、判例である。→× (18-6-1)

# **※2** 用語

在留:入国した後、日 本にとどまること。

## ※3 重要判例

憲法上、外国移住の自 由が保障されているこ とから (22条2項)、外 国人の出国の自由は保 障される (最大判昭 32.12.25)。

結論 適法

判旨 我が国に在留する外国人は、憲法上、外国へ一時旅行する自由を保 障されているものではなく、再入国の自由も保障されない。 19-6-5 \*\*4 27-3-2

# ② 社会権

社会権は、各人の所属する国が保障すべき権利ですから、外 国人には保障されません。

#### 最重要判例 ■ 塩見訴訟 (最判平元.3.2)

事案

外国人が知事に対して障害福祉年金の請求を行ったところ、この請 求が却下された。そこで、当該却下処分が憲法14条、25条に違反し ないかが争われた。

結論 合憲

判旨 社会保障上の施策において在留外国人をどのように処遇するかにつ いては、国は、特別の条約の存しない限り、その政治的判断により これを決定することができるのであり、その限られた財源の下で福 祉的給付を行うに当たり、自国民を在留外国人より優先的に扱うこ とも許される。 19-6-4、27-3-5

# ③参政権

参政権は、国民が自己の属する国の政治に参加する権利です から、外国人には保障されません。

#### 最重要判例 外国人の地方選挙権(最判平7.2.28)

外国人が地方公共団体 ※5 の選挙人名簿に登録されていないことを 不服として選挙管理委員会に対して異議の申出をした。そこで、外 国人にも地方選挙権が保障されるかが争われた。

結論 外国人には地方選挙権が保障されない。\*6

判旨 ①憲法93条2項の「住民」の意味

憲法93条2項で地方公共団体の長や議会の議員などを選挙するこ ととされた「住民」とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日 本国民を意味する。 1023-4-4

②外国人の地方選挙権の許容

我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住す る区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認めら れるものについて、法律をもって、地方公共団体の長・議会の議員 等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法 上禁止され ているものではない。しかしながら、このような措置を講ずるか否 かは、専ら国の立法政策にかかわる事柄であって、このような措置 を講じないからといって違憲の問題を生ずるものではない。過 4-26-5、12-4-3、18-2-ウ \*\*7、19-6-2、23-4-5

外国人は、憲法上日本 に入国する自由を保障 されてはいないが、憲 法22条1項は、居住・ 移転の自由の一部とし て海外渡航の自由も保 障していると解される ため、日本に在留する 外国人が一時的に海外 旅行のため出国し再入 国する自由も認められ る。→× (19-6-5)

### <sup>※5</sup> 用語

**地方公共団体**:市町村 や都道府県のこと。

#### ※6 重要判例

外国人には国政選挙権 も保障されていない (最判平5.2.26)。

地方公共団体は、条例 により、その区域内に 住所のある外国人に対 して、当該地方公共団 体の長および議会の議 員の選挙権を付与する ことができる。→× (18-2-ウ)

## 最重要判例

# ● 外国人の公務就任権 <sup>※1</sup> (最大判平17.1.26)

事案

外国人である東京都の職員が管理職選考試験を受験しようとしたところ、日本国籍を有していないことを理由に拒否された。そこで、この拒否処分が法の下の平等を定めた憲法14条1項に反するのではないかが争われた。

# 結論 合憲

判旨

地方公共団体が、日本国民である職員に限って管理職に昇任することができることとする措置を執ることは、合理的な理由に基づいて日本国民である職員と在留外国人である職員とを区別するものであり、このような措置は、憲法14条1項に違反するものではない。\*2 19-6-3

# 3 人権の限界

# (1) 公共の福祉による人権制限

# 第12条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。 **21**-21-2、7-25-3

# 第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。 **2-21-5** 

憲法は、人権を「侵すことのできない永久の権利」(11条)であるとしていますから、国家権力は、人権を制限することができないのが原則です。しかし、ある人の人権を保障することが、他の人の人権を侵害することになる場合があります。\*\*3

そこで、憲法は、人権を「公共の福祉に反しない限り」(13条)認めることとして、ある人の行為が他の人の人権を侵害する場合には、その行為は制限されるものとしています。

このように、ある人の人権と他の人の人権が衝突した場合 に、これを調整するために一方の人権を制限することを、公共

#### \*1 用語

公務就任権:公務員に 就任する権利のこと。

#### ※2 参差

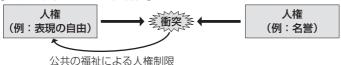
この判例は、理由付けとして、国の統治のあり方については国民が、最終的な責任を負う、外国人が公権力の行使就できものである以上、外国人が公権力の行使就任することはわがるところではないという点を挙げている。 2027-3-4

### \*3 具体例をイメージ

例えば、週刊誌の記者 が政治家Aに恨みを抱 いていたため、そのよ うな事実もないのに 「Aはワイロをもらっ てばかりの汚職政治家 だ!| といった記事を 週刊誌に掲載した場 合、記者には表現の自 由(21条1項)が保障 されているから、本 来、このような記事を 掲載することも自由な はずである。しかし、 これを認めると、政治 家Aの名誉を侵害する ことになる。

# の福祉による人権制限といいます。

# 【公共の福祉による人権制限】



# (2) 特別な法律関係に基づく人権制限

公務員や在監者 \*\*4 のように、国家権力と特別な関係にある人については、一般国民にはない特別の人権制限が許されると考えられています。

# ①公務員の人権

公務員は、政治的に中立であることが要求され、政治的目的をもって政治的行為を行うことが禁止されています。\*\*5

# **最重要判例 養払事件** (最大判昭49.11.6)

事案 郵便局に勤務する現業 \*\*6 国家公務員が、特定の政党を支持する目的でポスターの掲示や配布をした行為が、国家公務員法102条1項及び人事院規則14-7に違反するとして起訴された。そこで、国家公務員法及び人事院規則の合憲性が争われた。

結論 合憲 週12-4-1 \*\*7、14-7-I

# 判旨 ①政治的行為の保障

国家公務員法102条1項及び人事院規則によって公務員に禁止されている政治的行為も多かれ少なかれ政治的意見の表明を内包する行為であるから、もしそのような行為が国民一般に対して禁止されるのであれば、憲法違反の問題が生ずることはいうまでもない。 **週** 18-5-1

②公務員の政治的行為の自由

公務員の政治的中立性を損なうおそれのある公務員の政治的行為を禁止することは、それが合理的で必要やむを得ない限度にとどまるものである限り、憲法の許容するところである。**個**63-27-5

③公務員の政治的行為の禁止の合憲性判定基準 ※8

公務員の政治的行為を禁止することができるかの判断に当たっては、禁止の目的、禁止の目的と禁止される政治的行為との関連性、政治的行為を禁止することにより得られる利益と禁止することにより失われる利益との均衡の3点から検討することが必要である。\*\*9 **18**-5-2

# **最重要判例 堀越事件**(最判平24.12.7)

| 当時の社会保険庁に勤務していた国家公務員が、特定の政党を支持する目的で政党機関誌を配布した行為が、国家公務員法110条1項19

#### **※4 用語**

**在監者:**刑事施設に強制的に収容されている者のこと。

## **※5 具体例をイメージ**

#### **※6 用語**

現業:企業経営などの 非権力的な行政事務の こと。

#### ※7 過去問チェック

地方公務員の政治的行 為を制限する法律は、 民主的政治過程を支え る政治的表現の自由の 侵害であるから、違憲 である。→× (12-4-1)

#### ※8 参考

猿払事件判決の示した 合憲性判定基準を合理 的関連性の基準とい う。

#### ※9 重要判例

- 事案 号・102条1項、人事院規則14-7に違反するとして起訴された。そこで、国家公務員法及び人事院規則の罰則規定の合憲性が争われた。
- 結論 国家公務員法及び人事院規則は合憲だが、本件配布行為は当該罰則 規定の構成要件に該当しない。

# 判旨 ①国家公務員法102条1項の「政治的行為」の意味

国家公務員法102条1項にいう「政治的行為」とは、公務員の職務 の遂行の政治的中立性を損なうおそれが観念的なものにとどまら ず、現実的に起こり得るものとして実質的に認められるものを指 す。

②本件配布行為の構成要件該当件

本件配布行為は、管理職的地位になく、その職務の内容や権限に 裁量の余地のない公務員によって、職務と全く無関係に、公務員に より組織される団体の活動としての性格もなく行われたものであ り、公務員による行為と認識し得る態様で行われたものでもないか ら、公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが実質的に 認められるものとはいえず、本件配布行為は当該罰則規定の構成要 件に該当しない。

# ②在監者の人権

いんめつ

在監者については、逃亡や証拠隠滅などを防止するため、刑 事施設に強制的に収容するという身体の拘束が認められていま す。

# 最重要判例 在監者の喫煙の自由(最大判昭45.9.16)

事案 在監者に対して喫煙を禁止していた旧監獄法施行規則が憲法13条に 違反しないかが争われた。

結論合憲

判旨 ①喫煙の自由の保障

喫煙の自由は、憲法13条の保障する基本的人権の一つに含まれる としても、あらゆる時・所において保障されなければならないもの ではない。**2**9-21-1

②在監者の喫煙の禁止の合憲性

在監者の喫煙を禁止することは、必要かつ合理的な規制である。 **個**63-27-4

# 最重要判例 よど号ハイジャック記事抹消事件(最大判昭58.6.22)

事案 在監者が新聞を定期購読していたところ、拘置所 \*1 長がよど号ハイジャック事件に関する新聞記事を全面的に抹消した。そこで、その抹消処分が在監者の閲読の自由を侵害して違憲ではないかが争われた。

結論 合憲

## \*1 用語

**拘置所**:主に刑が確定 していない刑事被告人 を収容しておく場所の こと。

# 判旨 ①閲読の自由の保障

新聞紙・図書等の閲読の自由が憲法上保障されるべきことは、思 想及び良心の自由の不可侵を定めた憲法19条の規定や、表現の自由 を保障した憲法21条の規定の趣旨・目的から、その派生原理として 当然に導かれる。過18-6-2 \*\*2

### ②在監者の閲読の自由に対する制限

在監者の閲読の自由に対する制限が許されるためには、当該閲読 を許すことにより監獄内の規律及び秩序が害される一般的・抽象的 なおそれがあるだけでは足りず、その閲読を許すことにより、監獄 内の規律及び秩序の維持上放置することのできない程度の障害が生 ずる相当の蓋然性 \*\*3 があると認められることが必要である。\*\*4

圖6-24-2

# し じんかんこうりょく 4 人権の私人間効力

# (1) 人権の私人間効力とは何か

従来、憲法の人権規定は、国家権力による国民の人権の侵害 を排除するものであり、国家権力と国民の間でのみ適用される ものであるとされてきました。しかし、資本主義の発展により 社会の中に強い力をもった大企業のような私前団体が生まれ、 国家権力のみならず、私的団体によっても国民の人権が侵害さ れるようになってきました。

そこで、憲法の人権規定を適用することにより、私的団体に よる人権侵害を排除する必要があるのではないかが問題となり ます。このように、憲法の人権規定が私人と私人の間でも適用 されるかといった問題のことを人権の私人間効力の問題といい ます。

# (2) 間接適用説

人権の私人間効力の問題については、考え方が分かれていま す。まず、憲法の人権規定が私人と私人の間でも直接適用され るとする考え方があります(直接適用説といいます)。しかし、 この考え方によると、私人相互の関係に対して憲法が大きく介 入することになり、私的自治の原則 \*\*5 に反することになって しまいます。

そこで、最高裁判所の判例は、憲法の人権規定は、民法など の私法 \*6 を通して、間接的に適用されるとしています(三菱 樹脂事件:最大判昭48.12.12)。これを間接適用説といいま

国家権力の統制下にあ る在監者に対しては、 新聞、書籍を閲読する 自由は、憲法上保障さ れるべきではないとす るのが、判例である。 →× (18-6-2)

#### ×3 用語

蓋然性:可能性が高い こと。



よど号ハイ ジャック記 / 事抹消事件 判決は、在

監者の閲読の自由に対 する制約の合憲性を 「相当の蓋然性」の有 無で判断しています。 「明白かつ現在の危険」 があることまでは要求 していません。

#### 5 用語

**私的自治の原則:**私人 相互の関係はその当事 者の意思に委ねるべき とする原則のこと。

### **※6 用語**

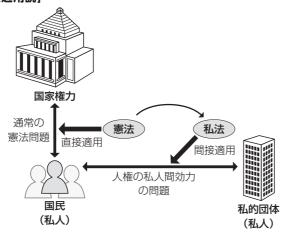
私法:私人相互の関係 について規定した法律 のこと。

す。\*1

例えば、女性であることを理由に会社で雇ってもらえなかった場合、憲法14条1項が性別による差別を禁止している以上、このような憲法に反する措置は公の秩序に反するとして、民法90条 \*\*2 により無効であると判断するのです(憲法14条1項違反により無効であると判断するわけではありません)。

以上をまとめると、次のような図になります。

# 【間接適用説】



#### 最重要判例

# ■ 三菱樹脂事件(最大判昭48.12.12)

事案

大学卒業後、三菱樹脂株式会社に採用された者が、在学中の学生運動歴について入社試験の際に虚偽の申告をしたという理由で、試用期間終了時に本採用を拒否された。そこで、特定の思想を有することを理由に本採用を拒否することが憲法に違反しないかが争われた。

结論

違反しない (間接適用説)。

判旨

①人権規定の私人間への適用

憲法の自由権的基本権の保障規定は、専ら国又は公共団体と個人との関係を規律するものであり、私人相互の関係を直接規律することを予定するものではない。私人間の関係においても、相互の社会的力関係の相違から、一方が他方に優越し、事実上後者が前者の意思に服従せざるを得ない場合があるが、このような場合でも、憲法の基本権保障規定の適用ないし類推適用 \*3 を認めるべきではない。\*4 個63-27-3、7-26-5、25-4-1

②思想・信条の調査の可否

企業者が、労働者の採否決定に当たり、労働者の思想・信条を調 査し、そのためその者からこれに関連する事項についての申告を求

間接適用説に立ったとしても、①投票の秘密(15条4項)、②奴隷的拘束からの自由(18条)、③労働基本権(28条)は、私人間に直接適用される。

民法90条は、「公の秩 序又は善良の風俗に反 する事項を目的とする 法律行為は、無効とす る。」と規定している。

#### \*3 用語

類推適用: ある事項を 直接に規定した法規が ない場合に、それに類 似した事項を規定した 法規を適用すること。

#### <sup>※4</sup> 重要判例

国が行政の主体としてでなく私人と対等のでは、私人と対等のでは、私人との間で個々的に締結する。 を表して、私人との間で個々的に統結、当終するでは、の経費及び内容においてのないの経費のにないのをでいた。 なる行為と何らなよいには、大きないがないの事場のならにのというない。 特段の憲法9条の信百里も、 関と5-4-4

# 判旨 めることも違法ではない。 過2-21-5

③思想・信条を理由とする雇用の拒否

企業者が特定の思想・信条を有する者をそれを理由として雇い入れることを拒んでも、それを当然に違法としたり、直ちに民法上の不法行為 \*\*5 とすることはできない。 **2**62-27-2、6-24-5、18-3-2、25-4-5

# 最重要判例 **昭和女子大事件**(最判昭49.7.19)

事案 無届で法案反対の署名活動を行ったり、許可を得ないで学外の政治 団体に加入したりした行為が、学則の具体的な細則である生活要録 の規定に違反するとして、学生が退学処分を受けた。そこで、この 学生が、退学処分が憲法19条に違反することを理由に学生たる地位 の確認を求めて争った。

結論 退学処分は憲法19条に違反しない (間接適用説)。

判旨 ①人権規定の私人間への適用

憲法19条、21条、23条等のいわゆる自由権的基本権の保障規定は、 国又は公共団体の統治行動に対して個人の基本的な自由と平等を保 障することを目的とした規定であって、専ら国又は公共団体と個人 との関係を規律するものであり、私人相互間の関係について当然に 適用ないし類推適用されるものではない。 18-3-5

②退学処分の合憲性

私立学校は、建学の精神に基づく独自の教育方針を立て、学則を制定することができ、学生の政治活動を理由に退学処分を行うことは、懲戒権者に認められた裁量権の範囲内にある。**週**25-4-2

# 最重要判例 日産自動車事件 (最判昭56.3.24)

事案 企業における定年年齢を男子60歳、女子55歳とした男女別定年制が、法の下の平等に反しないかが争われた。

結論 法の下の平等に反する (間接適用説)。

判旨 就業規則 <sup>※6</sup> 中、女子の定年年齢を男子より低く定めた部分は、専ら女子であることのみを理由として差別したことに帰着するものであり、性別のみによる不合理な差別を定めたものとして民法90条の規定により無効である。**個**25-4-3

#### **※5 用語**

不法行為: 故意又は過失によって他人の権利 又は法律上保護される 利益を侵害し、これに よって損害を生じさせ ること (民法709条)。

# **※6 用語**

就業規則:使用者が事業場における労働条件などを定めたもののこと。

# 確認テスト

■ 憲法第3章に定める国民の権利及び義務の各条項は、		性質上可能な限
1)	、内国の法人にも適用される。	

□□□ 2 憲法第3章の諸規定による基本的人権の保障は、政治活動の自由のように権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人にも等しく及ぶ。

□□□ 3 公務員の政治的中立性を損なうおそれのある公務員の政治的行為を禁止することは、それが合理的で必要やむを得ない限度にとどまるものである限り、憲法の許容するところである。
□□□ 4 憲法の自由権的基本権の保障規定は、私人相互の関係を直接規律することを予定するものである。

10 (八幡製鉄事件:最大判昭45.6.24) 2×政治活動の自由についても、我が国の政治的意思決定又はその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位にかんがみこれを認めることが相当でないものを除き、その

保障が及ぶ (マクリーン事件:最大判昭53.10.4)。 30 (猿払事件:最大判昭49.11.6) 4×私人相互の

関係を直接規律することを予定するものではない (三菱樹脂事件:最大判昭48.12.12)。

# 第2節 幸福追求権及び法の下の平等

重要度人



### 学習のPOINT

ここでは、自由権・社会権・参政権・受益権のいずれにも分類されない人権について見ていきます。判例からの出題がほとんどですので、判例をくり返し読んでおきましょう。

# 1 幸福追求権

# (1)幸福追求権とは何か

# 第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。 **2-21-5** 

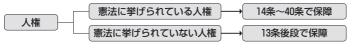
日本国憲法は、14条~40条で人権(自由権・社会権・参政権・受益権)について詳しく規定しています。

もっとも、これらの規定は、歴史的に国家権力による侵害の 多かった重要な人権を挙げたものにすぎず、すべての人権を網 羅したものではありません。また、社会の変化により、憲法が 作られた当時では考えられなかったような人権侵害がなされる 可能性があります。※1

そこで、14条~40条に挙げられていない人権であっても、個人が人格的に生存するために不可欠と考えられるものは、「新しい人権」として憲法上保障されます。その根拠となる規定が幸福追求権(幸福追求に対する国民の権利)を定めた13条後段なのです。※2

まとめると、以下のようになります。

# 【人権の保障】



# (2) 新しい人権

幸福追求権を根拠として認められた「新しい人権」としては、肖像権、プライバシー権、自己決定権などがあります。\*\*3

# ①肖像権

肖像権とは、許可なく容貌・姿態を撮影されない権利のことです。最高裁判所の判例は、憲法13条を根拠に実質的な肖像権を認めています(肖像権を認めると明言したわけではありません)。\*4 \*5

# 最重要判例 京都府学連事件 (最大判昭44.12.24)

事案 デモ行進に際し警察官が犯罪捜査のために行った写真撮影が、憲法 13条に違反しないかが争われた。

# 結論 合憲

# 判旨 ①容ぼう等を撮影されない自由

何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう等(容ぼう・姿態)を撮影されない自由を有するから、警察官が、正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、憲法13条の趣旨に反し許されない。**週**9-21-2、13-5-3、23-3-1

## ②撮影が許容される場合

犯罪を捜査することは公共の福祉のため警察に与えられた国家作用の1つであり、警察にはこれを遂行すべき責務があるため、警察官が犯罪捜査の必要上写真を撮影する際、その対象の中に犯人のみならず第三者である個人の容ぼう等が含まれていても、これが許容される場合がありうる。具体的には、現に犯罪が行われ若しくは行われた後間がないと認められる場合であって、証拠保全の必要性及び緊急性があり、その撮影が一般的に許容される限度を超えない相当な方法をもって行われるときは、例外的に撮影が許される。

# <sup>※1</sup> 具体例をイメージ

例えば、インターネット上の掲示板による名 誉毀損などである。

#### 2 参差

幸福追求権を定めた13 条後段は、14条以下に 列挙されている個別の 人権の保障が及ばない 場合に限って適用され 場合するのが通説であ る (補充的保障説)。

#### ※3 参差

環境権(良好な環境を 享受する権利)や嫌煙 権は、「新しい人権」 として認められていな い。圖3-21-1

#### ※4 重要判例

自動速度監視装置 (オービス) による運転者 の容ぼうの写真撮影 は、現に犯罪が行われ、かつ緊急に証拠を 保全する必要があり、 方法も相当である場合 には、許容される (最 判昭61.2.14)。 図13-5-

#### ※5 重要判例

写真週刊誌のカメラマ ンが、法廷において、 手錠をされ腰縄を付け られた状態の被疑者の 容ぼう・姿態をその承 諾なく撮影した行為 は、不法行為法上違法 である (最判平17.11.10)。 もっとも、法廷におい て訴訟関係人から資料 を見せられている状態 や手振りを交えて話し ているような状態の容 ぼう・姿態を描いたイ ラスト画を写真週刊誌 に掲載して公表した行 為は、不法行為法上違 法であるとはいえない (同判例)。

# ②プライバシー権

プライバシー権とは、従来、「私生活をみだりに公開されな い権利」と定義されていました。しかし、情報化社会の進展に 伴い公権力や大企業等によって個人情報が保有されるようにな ったことから、人格的な生存を実現するためには、単に私生活 を公開されないだけでなく、自分の情報を自分でコントロール できるようにする必要が生じました。そこで、現在では、プラ イバシー権とは、自己に関する情報をコントロールする権利と 定義されています。\*1 **周**26-3-3

#### 最重要判例 ■ 前科照会事件(最判昭56.4.14)<sup>※2</sup>

弁護士が区役所に対して前科及び犯罪経歴を照会し、区役所がこれ 事案 に応じたため、前科及び犯罪経歴を公開された者が、プライバシー 侵害を理由に損害賠償を求めて争った。

結論 損害賠償請求は認められる。

前科等(前科・犯罪経歴)は、人の名誉・信用に直接かかわる事項 判旨 であり、前科等のある者であっても、これをみだりに公開されない という法律上の保護に値する利益を有する。したがって、市区町村 長が漫然と弁護士会の照会に応じ、犯罪の種類・軽重を問わず、前 科等のすべてを報告することは、公権力の違法な行使に当たる。 **週**9-21-3、13-5-1 \*\*3

#### 最重要判例 ■ ノンフィクション「逆転」事件(最判平6.2.8)

ノンフィクション小説「逆転」で実名を掲載され前科を公表された 者が、その作者に対して、プライバシー侵害を理由に損害賠償を求 めて争った。

結論 損害賠償請求は認められる。

# 判 ①実名掲載の可否

ある者の前科等にかかわる事実は、刑事事件・刑事裁判という社 会一般の関心・批判の対象となるべき事項にかかわるものであるか ら、事件それ自体を公表することに歴史的・社会的な意義が認めら れるような場合には、事件の当事者についても、その実名を明らか にすることが許されないとはいえない。 週23-3-2 \*\*4

#### ②損害賠償請求の可否

ある者の前科等にかかわる事実を実名を使用して著作物で公表し た場合、公表する理由よりも公表されない法的利益が優越するとき には、公表された者は、その公表によって被った精神的苦痛の賠償 を求めることができる。 週13-5-2

プライバシー権を保護 するために個人情報保 護法・行政機関個人情 報保護法が制定されて いる。



前科照会事 件判決は、 /多 「プライバ グシー権」と

いう用語を明示してい るわけではありませ

市区町村長が漫然と弁 護士会の照会に応じ て、前科等を報告する ことは、それが重罪で ない場合には、憲法13 条に違反し、違法な公 権力の行使にあたる。 →× (13-5-1)

前科は、個人の名誉や 信用に直接関わる事項 であるから、事件それ 自体を公表することに 歴史的または社会的な 意義が認められるよう な場合であっても、事 件当事者の実名を明ら かにすることは許され ない。→× (23-3-2)

# 最重要判例 指紋押捺拒否事件(最判平7.12.15)

事案 外国人登録法により外国人登録原票などへの指紋押捺を義務付けられたことが、憲法13条に違反しないかが争われた。\*\*5

## 結論 合憲

# 判旨 ①指紋とプライバシー

指紋は、性質上万人不同性、終生不変性をもつので、採取された 指紋の利用方法次第では個人の私生活あるいはプライバシーが侵害 される危険性がある。**23**-3-3

②外国人の指紋押捺を強制されない自由

国家機関が国民に対して正当な理由なく指紋の押捺を強制することは、憲法13条の趣旨に反して許されず、この自由の保障は、我が国に在留する外国人にも等しく及ぶ。圖13-5-5、19-6-1、27-3-1 ③外国人登録法が定めていた指紋押捺制度の合憲性

外国人登録法が定めていた在留外国人についての指紋押捺制度は、その立法目的に十分な合理性があり、かつ、必要性も肯定できるものであり、方法としても一般的に許容される限度を超えない相当なものであったと認められる。**個**13-5-5

# **最重要判例 ● 長良川事件報道訴訟**(最判平15.3.14)

事案 ある出版社が、当時18歳の長良川事件の被告人の法廷での様子や犯行態様の一部、経歴や交友関係などを雑誌に掲載した。そこで、この被告人が、この雑誌の記事は少年法61条の禁止する推知報道に当たるとして、出版社に対して掲書賠償を求めて争った。※6

結論 損害賠償請求は認められない。

別旨 犯罪を犯した少年を特定することが可能な記事を掲載した場合、この記事の掲載によって不法行為が成立するか否かは、被侵害利益ごとに違法性阻却事由の有無等を審理し、個別具体的に判断すべきである。 10023-3-4

#### 

事案 行政機関が住民基本台帳ネットワークシステム (住基ネット) により個人情報を収集・管理・利用することは、憲法13条の保障するプライバシー権その他の人格権を違法に侵害するものではないかが争われた。

## 結論 合憲

# 判旨 ①本人確認情報の性質

いわゆる住基ネットによって管理・利用等される氏名・生年月日・性別・住所からなる本人確認情報は、社会生活上は一定の範囲の他者には当然開示されることが想定され、個人の内面にかかわるような秘匿性の高い情報とはいえない。\*7 **20**23-3-5

②権利侵害の有無

いわゆる住基ネットにより行政機関が住民の本人確認情報を収集・

#### 5 参老

外国人指紋押捺制度 は、1999年の外国人登 録法改正により廃止さ れ、2012年には外国人 登録法自体も廃止され ている。

#### ※6 参考

少年法61条は、「家庭 裁判所の審判に付さき 犯した罪によりによりに 提起された者に能力 提起された者に能力 策、任居、者が当該とも が当まることが 知することが写真版物に 対な記事他の出めない。」 と規定している。 と規定している。

## ※7 重要判例

大学が講演会の主催者 として学生から参加者 を募る際に収集した参 加申込者の学籍番号・ 氏名・住所・電話番号 は、大学が個人識別等 を行うための単純な情 報であって、その限り においては、秘匿され るべき必要性が必ずし も高いものではない。 しかし、このような情 報についても、本人 が、自己が欲しない他 者にはみだりにこれを 開示されたくないと考 えることは自然なこと であり、そのことへの 期待は保護されるべき であるから、プライバ シーに係る情報として 法的保護の対象となる (早稲田大学講演会参 加者名簿提出事件:最 判平15.9.12)。

判旨 管理・利用する行為は、当該住民がこれに同意していないとして も、憲法13条の保障する個人に関する情報をみだりに第三者に開示 又は公表されない自由を侵害するものではない。

# ③自己決定権

自己決定権とは、個人の人格的生存にかかわる重要な事柄を 国家権力の干渉なしに各自が決定することができる権利のこと です。\*\*1

# 最重要判例 エホバの証人輸血拒否事件 (最判平12.2.29)

事案 エホバの証人の信者が自己の意思に反して輸血をされたため、輸血をした医師に対して、自己決定権の侵害を理由に損害賠償を求めて争った。

結論 損害賠償請求は認められる。

判旨 患者が、輸血を受けることは自己の宗教上の信念に反するとして、 輸血を伴う医療行為を拒否するとの明確な意思を有している場合、 このような意思決定をする権利は、人格権 \*\*2 の一内容として尊重 されなければならない。\*\*3

# 2 法の下の平等

# 第14条

- 1 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、 性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は 社会的関係において、差別されない。
- 2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。 18-7-ウ
- 3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。**個**4-21-3

憲法は、法の下の平等を規定しています (14条1項)。 さら に個別的に、貴族制度の廃止・栄典に伴う特権の禁止といった 規定を設けて、平等原則の徹底化を図っています。 \*\*4

# (1) 法の下の平等の意味

まず、「法の下」の意味ですが、法を平等に適用しなければ ならないこと(法適用の平等)のみならず、法の内容自体も平

# \*1 具体例をイメージ

例えば、家族のあり方 を決める自由(避妊・ 中絶など)、ライフス タイルを決める自由 (服装・髪型など)、生 命の処分を決める自由 (を兼拒否・尊厳死な とど)がある。

#### \*2 用語

人格権:個人の人格価値を侵害されない権利のこと。

#### **※3 引っかけ注意!**



エホバの証 人輸血拒否 事件判決は、 「自己決定 いう用語を明示

権」という用語を明示しているわけではありません。

#### **\*4 引っかけ注意**



栄典に伴う 特権が禁止 されている にすぎず、 が禁止されて

栄典自体が禁止されて いるわけではありませ

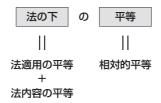
般

等でなければならないこと(法内容の平等)も含まれます。なぜなら、不平等な内容の法を平等に適用したとしても、不平等は解消されないからです。\*\*5

次に、「平等」の意味ですが、事実上の違いを無視して機械的に平等に取り扱うこと(絶対的平等)ではなく、事実上の違いを前提に結果として平等になるように取り扱うこと(相対的平等)を意味します。なぜなら、事実上の違いを無視して機械的に平等に取り扱うと、かえって不平等な結果となる場合があるからです。\*\*6

このように、憲法14条1項は、国民に対し絶対的な平等を保障したものではなく、差別すべき合理的な理由なくして差別することを禁止している趣旨ですから、事柄の性質に即応して合理的と認められる差別的取扱いをすることは、憲法14条1項に反するものではありません(最大判昭39.5.27)。 22-4-(-ウ・エ

# 【法の下の平等】



# (2) 法の下の平等が及ぶ範囲

憲法14条1項は人種・信条・性別・社会的身分・門地を列挙 していますが、これらの事由は例示的なものであって、これ以 外の事由についても法の下の平等の保障は及びます(最大判昭 39.5.27)。 **22**-4-7

# ①人種

人種とは、皮膚・毛髪・目・体型等の身体的特徴によって区別される人類学上の種類のことです。

# ②信条

信条とは、宗教上の信仰のみならず、思想上・政治上の主義 を含みます(最判昭30.11.22)。

# ③性別

性別による差別が問題となった判例には、以下のようなもの

# **※5 具体例をイメージ**

例えば、「男性は税金1 万円、女性は税金100 万円を支払わなければ ならない」といていた。 道用したとしてもいりであり、 はが男性の100倍の負う という男女間の不平等に なが多数であり、 でのような大いので、 でのようなに反すること になる。

# ※6 具体例をイメージ

例えば、「全国民は税 金100万円を支払わな ければならない」とい った法律は、全国民を 機械的に平等に取り扱 うものであるが、これ では年収100万円の人 は手元に1銭も残らな いことになり生活が成 り立たないのに対し、 年収1億円の人はほと んど収入が減らず悠々 自適な生活ができるこ とになり、不平等な結 果となってしまうの で、法の下の平等に反 することになる。

があります。

# 最重要判例 女性の再婚禁止期間 (最判平7.12.5)

事案 国会が女性の再婚禁止期間を定める民法733条を改廃しないことが、 国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けるかどうかが争われ た。\*1

結論 違法の評価を受けない。

判旨 女性の再婚禁止期間を定める民法733条の立法趣旨は、父性の推定の重複を回避し、父子関係をめぐる紛争の発生を未然に防ぐことにあるから、国会が同条を改廃しないことが憲法の一義的な文言に違反しているとはいえない。

# 4社会的身分

社会的身分とは、人が社会において占める継続的な地位のことです(最大判昭39.5.27)。※2

社会的身分による差別が問題となった判例には、以下のようなものがあります。

# 最重要判例 尊属殺重罰規定違憲判決(最大判昭48.4.4)

事案 刑法200条 (平成7年の刑法改正により削除された) が普通殺人に比べて尊属殺 \*\*3 に対して重罰を科していたことが、憲法14条1項に違反しないかが争われた。

結論 違憲 ※4

判旨 ①立法目的の合理性

被害者が尊属であることを犯情の1つとして具体的事件の量刑上重視することは許されるものであるのみならず、さらに進んでこのことを類型化し、法律上、刑の加重要件とする規定を設けても、かかる差別的取扱いをもって直ちに合理的な根拠を欠くものと断ずることはできない。

②立法目的達成手段の合理性

刑法200条は、尊属殺の法定刑を死刑又は無期懲役刑のみに限っている点において、その立法目的達成のために必要な限度をはるかに超え、普通殺人に関する刑法199条の法定刑に比し著しく不合理な差別的取扱いをするものと認められ、憲法14条1項に違反して無効である。

# 最重要判例 婚外子国籍訴訟 (最大判平20.6.4)

日本国民である父と外国人である母の間に生まれた非嫡出子について、父母の婚姻により嫡出子 \*\*5 たる身分を取得した者に限り日本国籍の取得を認めることは、憲法14条1項に違反しないかが争われた。

# ※1 参考

民法733条1項は、「女は、前婚の解消又は取消しの日から6箇月を経過した後でなければ、再婚をすることができない。」と規定し、再婚禁止期間を定めている。

# **※2 具体例をイメージ**

例えば、親子関係など である。

## \*3 用語

尊属殺: 血縁者のうち 自分より世代が上の者 (父母・祖父母など) に対する殺人罪のこ と。

## \*4 受験テクニック

違憲判決は ほとんどありませんので、違憲判 決のほうをしつかり覚えておいて、それ以外 のものは合憲と覚えておきましょう。

## **※5 用語**

**嫡出子**:婚姻関係にある男女から生まれた子のこと。

# 結論 違憲

# 判旨

①国籍取得の際の取扱いの区別が憲法14条1項に違反するか否かの 審査の考え方

日本国籍は、我が国の構成員としての資格であるとともに、我が 国において基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付等を受け る上で意味を持つ重要な法的地位でもある。一方、父母の婚姻によ り嫡出子たる身分を取得するか否かということは、子にとっては自 らの意思や努力によっては変えることのできない父母の身分行為に 係る事柄である。したがって、このような事柄をもって日本国籍取 得の要件に関して区別を生じさせることに合理的な理由があるか否 かについては、慎重に検討することが必要である。 過24-6 ②国籍取得の際の取扱いの区別の合憲性

国籍法3条1項が、日本国民である父と日本国民でない母との間に 出生した後に父から認知された子について、父母の婚姻により嫡出 子たる身分を取得した場合に限り届出による日本国籍の取得を認め ていることによって、認知されたにとどまる子と準正 \*\*6 のあった 子との間に日本国籍の取得に関する区別を生じさせていることは、 憲法14条1項に違反する。

# 最重要判例

# 非嫡出子の相続分(最大決平25.9.4)

非嫡出子 \*\*7 の法定相続分を嫡出子の2分の1とする民法900条4号た だし書前段は、憲法14条1項に違反しないかが争われた。

# 結論 違憲

判旨 ①嫡出子と非嫡出子の法定相続分を区別することの合理性

法律婚という制度自体は我が国に定着しているとしても、その制 度の下で父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択 ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼ すことは許されず、子を個人として尊重し、その権利を保障すべき であるという考えが確立されてきている。したがって、遅くとも本 件の相続が開始した平成13年7月当時においては、立法府の裁量権 を考慮しても、嫡出子と非嫡出子の法定相続分を区別する合理的な 根拠は失われており、民法900条4号ただし書前段は憲法14条1項に 違反していたものというべきである。

②本決定以前に確定的なものとなった法律関係への影響

本決定の違憲判断は、平成13年7月から本決定までの間に開始さ れた相続につき、非嫡出子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とす る民法900条4号ただし書前段を前提としてされた遺産の分割の審判 その他の審判、遺産の分割の協議その他の合意等により確定的なも のとなった法律関係に影響を及ぼすものではない。

# ⑤門地

門地とは、家柄のことです。

# (3) 議員定数不均衡

議員定数不均衡とは、選挙において、各選挙区の議員定数の 配分に不均衡があり、人口数との比率において、選挙人の投票

# \*6 用語

準正:認知後に婚姻す ることによって、非嫡 出子に嫡出子としての 地位を与えること。

非嫡出子:婚姻関係に ない男女から生まれた 子のこと。

第2章 - 人権 53 価値に不平等が生じていることです。つまり、1票の重みが違うということです。\*\*1

# 【議員定数不均衡】 A選挙区 (定数1) 議員 → 当選 有権者 7均衡 1 1票の価値 □ 1 1票の価値 □ 2 1 1票の価値 □ 2 1 1票の価値

# ①衆議院の場合

# 最重要判例 衆議院議員定数不均衡訴訟 (最大判昭51.4.14)

事案 昭和47年12月10日に行われた衆議院議員選挙について、千葉県第1 区の選挙人らが、1票の較差が最大4.99対1に及んでいることが投票 価値の平等に反するとして、選挙無効の訴えを提起した。

# 結論 違憲だが選挙は有効である。 6021-47-オ

# 判旨 ①投票価値の平等

選挙権の平等は、各選挙人の投票の価値、すなわち各投票が選挙の結果に及ぼす影響力においても平等であることを含む。形式的に1人1票の原則が買かれていても、各選挙区における選挙人の数と選挙される議員の数との比率上、各選挙人が自己の選ぶ候補者に投じた1票がその者を議員として当選させるために寄与する効果に大小が生ずる場合には、投票価値が平等であるとはいえない。個16-3-1-2

投票価値の平等は、選挙制度の決定について国会が考慮すべき唯一絶対の基準ではなく、国会は、衆議院及び参議院それぞれについて他に考慮することのできる事項をも考慮して、公正かつ効果的な代表という目標を実現するために適切な選挙制度を具体的に決定することができる。 **個**26-5-3

投票価値の平等は、原則として、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないしは理由との関連において調和的に実現されるべきものではあるが、単に国会の裁量権の行使の際における考慮事項の1つにとどまるものではない。 **週**16-3-3

## ②議員定数配分規定の合憲性

議員定数配分規定は、その性質上不可分の一体をなすものと解すべきであり、単に憲法に違反する不平等を招来している部分のみでなく、全体として違憲の瑕疵 \*2 がある。 **26-5-1** 

## ③選挙の有効性

行政事件訴訟法31条1項の基礎に含まれている一般的な法の基本 原則に従い、選挙を無効とする旨の判決を求める請求を棄 却\*3 するとともに、本件選挙が違法である旨を主文\*4 で宣言す べきである。

# **※1 具体例をイメージ**

例えば、定数1の A 選挙区では有権者が20万人いるのに対し、同じく定数1の B 選挙区では有権者が10万人しかいない場合、同じ1人1票であったとしても、B 選挙区の1票の重みは A 選挙区の2倍となる。

## **※2 用語**

**瑕疵:**法律上何らかの 欠点・欠陥があること こと。

# \*3 用語

**棄却:**請求に理由がな いとしてこれを退ける こと。

## <sup>※4</sup> 用語

**主文**:判決の結論部分のこと。

# 最重要判例 衆議院議員定数不均衡訴訟 (最大判昭60.7.17)

事案 昭和58年12月18日に行われた衆議院議員選挙について、1票の較差 が最大4.40対1に及んでいることが投票価値の平等に反するとして、 選挙無効の訴えが提起された。

結論 違憲だが選挙は有効である。過21-47-オ

判旨 制定又は改正の当時合憲であった議員定数配分規定の下における選挙区間の議員1人当たりの選挙人数又は人口 \*\*5 (この両者はおおむね比例するものとみて妨げない。)の較差がその後の人口の異動によって拡大し、憲法の選挙権の平等の要求に反する程度に至った場合には、そのことによって直ちに当該議員定数配分規定が憲法に違反するとすべきものではなく、憲法上要求される合理的期間内の是正が行われないとき初めてその規定が憲法に違反するものというべきである。週16-3-4、19-41、26-5-2

# 最重要判例 衆議院議員定数不均衡訴訟(最大判平23.3.23)

事案 平成21年8月30日に行われた衆議院議員選挙について、1人別枠方式 \*\*6 を採用している選挙区割規定の下において、1票の較差が最大2.30対1に及んでいることが投票価値の平等に反するとして、選挙無効の訴えが提起された。

結論 合憲 (違憲状態ではある)

判旨 本件選挙時において、本件区割基準規定の定める本件区割基準のうち1人別枠方式に係る部分は、憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っており、同基準に従って改定された本件区割規定の定める本件選挙区割りも、憲法の投票価値の平等の要求に反するに至っていたものではあるが、いずれも憲法上要求される合理的期間内における是正がされなかったとはいえず、本件区割基準規定及び本件区割基準が憲法14条1項等の憲法の規定に違反するものということはできない。

# ②参議院の場合

# **最重要判例** 参議院議員定数不均衡訴訟(最大判平24.10.17)\*\*7

事案 平成22年7月11日に実施された参議院議員通常選挙について、1票の較差が最大5.00対1に及んでいることが投票価値の平等に反するとして、選挙無効の訴えが提起された。

結論 合憲 (違憲状態ではある)

参議院は衆議院とともに国権の最高機関として適切に民意を国政に 反映する責務を負っていることは明らかであって、参議院議員選挙 であること自体から、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよい と解すべき理由は見出し難い。 **26-5-4** 

## \*5 参考

選挙区の人口の数に比例して議員定数を設定すべきとする原則のことを人口比例主義といいう。

# **※6** 用語

1人別枠方式: 衆議院 小選挙区300議席のう ち、47都道所にまず 1議席ずつ割り振って から残り253議席を人 口比で配分する方式の こと。

# \*7 参考

従来の判例(最大判昭 58.4.27)は、参議院 議員選挙区選挙が、参 議院に第二院としての 独自性を発生で表さる とを期待して、参議員に都道府県代表しての地位を付与した ものであることを理由 に、投票価値するものと 解していた。

# ③地方議会の場合

# 最重要判例 地方議会と議員定数不均衡(最判昭59.5.17)

- 事案 昭和56年7月5日に行われた東京都議会議員選挙について、1票の 較差が最大7.45対1に及んでいることが投票価値の平等に反すると して、選挙無効の訴えが提起された。
- 結論 違法だが選挙は有効である。
- 判旨 公職選挙法の規定は、憲法の投票価値の平等の要請を受け、地方公共団体の議会の議員の定数配分につき、人口比例を最も重要かつ基本的な基準とし、各選挙人の投票価値が平等であるべきことを強く要求している。**週**26-5-5

# 確認テスト

- □□□ **1** 警察官が、正当な理由もないのに、個人の容ぼう等を撮影することは、憲法13条の趣旨に反し許されない。
- □□□ **2** 市区町村長が漫然と弁護士会の照会に応じ、前科等のすべてを報告したとしても、犯罪が重大な場合であれば、公権力の違法な行使に当たることはない。
- □□□ **3** 尊属殺の法定刑を死刑又は無期懲役刑のみに限っていたとしても、著しく不合理な差別的取扱いをするものとはいえず、14条1項に違反しない。
- □□□ 4 選挙権の平等は、各選挙人の投票の価値、すなわち各投票が選挙の結果に及ぼす影響力においても平等であることを含む。

解答 ■ ○京都府学連事件(最大判昭44.12.24) ② × 市区町村長が漫然と弁護士会の照会に応じ、犯罪の種類・軽重を問わず、前科等のすべてを報告することは、公権力の違法な行使に当たる(前科照会事件:最判昭56.4.14)。 ③ × 14条1項に違反する(尊属殺重罰規定違憲判決:最大判昭48.4.4)。 ④ ○ (衆議院議員定数不均衡訴訟:最大判昭51.4.14)

# 第3節 精神的自由権





## 学習のPOINT

精神的自由権には、①思想及び良心の自由、②信教の自由、③表現の自由、④学問の自由の4種類があります。特に、③表現の自由は頻出ですので、重点的に学習しましょう。

# ■思想及び良心の自由

# 第19条

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。**個** 5-21-4

外国の憲法には、信教の自由や表現の自由とは別に思想及び 良心の自由を明文で保障しているものはほとんどありません。 しかし、日本では、大日本帝国憲法下において、特定の思想を 反国家的なものとして弾圧するという思想の自由そのものが侵 害される事例が多かったため、日本国憲法は、思想及び良心の 自由を明文で保障しています(19条)。\*\*1

思想及び良心の自由の保障には、以下の3つの意味があります。

# 【思想及び良心の自由の保障の意味】

内心の自由の絶対性	国民がどのような世界観・人生観をもっていたとしても、それを心の中で思っている分には、絶対的に自由であるという意味 **2
沈黙の自由	国民がどのような思想をもっているかについて、 国家権力が申告を求めたりすることは許されない という意味 ** <sup>3</sup>
思想を理由とする 不利益取扱いの禁止	特定の思想をもっていることを理由に不利益な取 扱いをすることは許されないという意味

思想及び良心の自由については、以下のような判例があります。

# **最重要判例** 謝罪広告強制事件(最大判昭31.7.4)

事案 衆議院議員総選挙に際して他の候補者の名誉を毀損した候補者が、 裁判所から謝罪広告を新聞紙上に掲載することを命ずる判決を受けた。そこで、その候補者が、謝罪を強制することは思想及び良心の 自由の保障に反するとして争った。

## 結論 合憲

判旨 民法723条にいう被害者の名誉を回復するのに適当な処分として謝罪広告を新聞紙等に掲載すべきことを加害者に命ずることは、それが単に事態の真相を告白し陳謝の意を表明するにとどまる程度のものであれば、代替執行\*4の手続によって強制執行しても、加害者

## ※1 参考

思想及び良心の自由によって保護されるのは、信教の自由(20条 1項)と異なり、固有の組織と教義体系を持つ思想・世界観に限られない。**20**21-5-1

## ※2 参

世界観・人生観を行動として示した場合は、他人の人権と衝突するおそれがあるので、絶対的に自由であるとはいえない。

# ※3 具体例をイメージ

例えば、江戸時代の踏み絵のようなことをするのは許されないということである。

## \*4 用語

代替執行:義務を負っている者に代わって第三者が義務の内容を実現し、その費用を徴収する方法のこと。

判旨 の倫理的な意思・良心の自由を侵害するものではない。 **個**62-27-1、21-5-2

# 最重要判例 類 町中学内申書事件 (最判昭63.7.15)

高校進学希望の生徒が、その内申書に政治活動を行った旨の記載が あったことなどが理由で、受験したすべての入試に不合格となった として、内申書の記載が憲法19条に違反すると争った。

# 結論合憲

判旨 内申書の記載は、生徒の思想・信条そのものを記載したものでないことは明らかであり、この記載に係る外部的行為によっては生徒の思想・信条を了知しうるものではないし、また、生徒の思想・信条自体を高等学校の入学者選抜の資料に供したものとは到底解することができない。

# 最重要判例 国歌起立斉唱行為の拒否 (最判平23.5.30)※1

事案 都立高等学校の教諭が、卒業式において国旗に向かって起立し国歌を斉唱することを命ずる旨の校長の職務命令に従わなかったところ、これが職務命令違反に当たることを理由に、定年退職後の非常勤職員の採用選考において不合格とされた。そこで、このような職務命令は憲法19条に違反するのではないかが争われた。

# 結論 合憲

職務命令においてある行為を求められることが、個人の歴史観ないし世界観に由来する行動と異なる外部的行為を求められることとなり、その限りにおいて、当該職務命令が個人の思想及び良心の自由についての間接的な制約となる面があると判断される場合にも、職務命令の目的及び内容には種々のものが想定され、また、上記の制限を介して生ずる制約の態様等も、職務命令の対象となる行為の内容及び性質並びにこれが個人の内心に及ぼす影響その他の諸事情に応じて様々であるといえる。したがって、このような間接的な制約が許容されるか否かは、職務命令の目的及び内容並びに上記の制限を介して生ずる制約の態様等を総合的に較量して、当該職務命令に上記の制約を許容し得る程度の必要性及び合理性が認められるか否かという観点から判断するのが相当である。

# 2 信教の自由

# 第20条

1 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いか なる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力 を行使してはならない。

## ※1 重要判例

市立小学校の校長が教諭に対し入学式における国歌斉唱の際にピアノ伴奏をすることを命ずる旨の職務命令は、当該教諭の思想及び良心の自由を侵争ものとするということはできない(最判平19.2.27)。

- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。 **@**18-7-4 \*\*2
- 3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

# (1)信教の自由

# ①信教の自由の内容

憲法は、信教の自由を保障しています(20条1項前段)。\*\*3 信教の自由の内容としては、①信仰の自由、②宗教的行為の 自由、③宗教的結社の自由の3つがあります。

# 【信教の自由の内容】

信仰の自由	宗教を信仰し又は信仰しないこと、信仰する宗教を 選択・変更することについて、個人が自らの意思で 決定する自由
宗教的行為の自由	宗教上の祝典・儀式・行事その他布教等を行う自由
宗教的結社の自由	宗教的行為を行うことを目的とする団体(例:宗教 法人)を結成する自由

# ②信教の自由の制約

上記の3つのうち、信仰の自由は内心にとどまるものですから、絶対的に保障されます。

これに対して、宗教的行為の自由・宗教的結社の自由は、外部的行為を伴うものですので、それが他者の権利・利益や社会に具体的害悪を及ぼす場合には、公共の福祉による制約を受けます。\*\*4

# 最重要判例 オウム真理教解散命令事件(最決平8.1.30)

事案 宗教法人法81条にいう「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為」及び「宗教団体の目的を著しく逸脱した行為」を行ったとして、宗教法人オウム真理教の解散命令が請求されたため、この解散命令が憲法20条1項に違反するのではないかが争われた。

結論 合憲 ※5

判旨 宗教法人法81条に規定する宗教法人の解散命令の制度は、専ら宗教 法人の世俗的側面を対象とし、かつ、専ら世俗的目的によるものであって、宗教団体や信者の精神的・宗教的側面に容かい \*\*6 する意

## <sup>※2</sup> 過去問チェック

「何人も、宗教上の行 為、祝典、儀式又は行 事に参加することを強 制されない。」は、<u>日</u> 本国憲法に規定されて いる。→○ (18-7-/)

## ※3 参差

大日本帝国憲法も信教 の自由を保障していた序 7950年ス及臣民タルノ 義務二背カサル限二於 テ」という限定が付い ていたため、法律や命 令によって信教の自由 を制約することも許さ れると考えられてい た。

## ※4 重要判例

静謐な宗教的環境の下で信仰生活を送るべき 利益は、直ちに法的利 益として認めることが である(自衛官合祀拒否 訴訟:最大判昭63.6.1)。

## ※5 参え

この判例は、宗教法人 に関する法的規制が、 信者の宗教上の行為に 何らかの支障を生じさ せることがあるとする ならば、信教の自由の 重要性に思いを致し、 憲法がそのような規制 を許容するものである かどうかを慎重に吟味 しなければならないと しており、すべての宗 教に平等に適用される 法律(宗教法人法)が 違憲となる余地を認め ている。 221-5-3

## \*6 用語

容かい: 干渉すること。

判旨 図によるものではなく、その制度の目的も合理的であるということができる。解散命令によって宗教団体やその信者らが行う宗教上の行為に何らかの支障を生ずることが避けられないとしても、その支障は、解散命令に伴う間接的で事実上のものであるにとどまる。\*\*1 間20-41

# 最重要判例

# ● 剣道実技拒否事件 (最判平8.3.8)

事案 信仰する宗教(エホバの証人)の教義に基づいて、必修科目の体育の剣道実技を拒否したため、原級留置・退学処分を受けた市立工業高等専門学校の学生が、当該処分は信教の自由を侵害するとし、その取消しを求めて争った。

結論 学校側の措置は、社会観念上著しく妥当を欠く処分であり、裁量権 の範囲を超える違法なものである。

則当 剣道実技の履修が必須のものとまではいいがたく、体育科目による 教育目的の達成は、他の体育種目の履修などの代替的方法によって も性質上可能である。そして、他の学生に不公平感を生じさせない ような適切な方法・態様による代替措置は、目的において宗教的意 義を有し、特定の宗教を援助・助長・促進する効果を有するものと いうことはできず、他の宗教者又は無宗教者に圧迫・干渉を加える 効果があるともいえない。 **週**21-5-5

# (2) 政教分離原則

憲法は、個人の信教の自由を保障するだけでなく、国家と宗教を分離する政教分離原則を採用しています(20条1項後段・3項、89条前段)。なぜなら、国家が特定の宗教と強いかかわり合いをもつと、その宗教に有利な政治を行うおそれがあり、他の宗教の信者の権利が侵害されるおそれがあるからです。

もっとも、政教分離原則は、国家と宗教のかかわり合いを一切排除するものではありません。なぜなら、宗教団体に対しても他の団体と平等に給付を行わなければならない場合があるからです。\*\*2

政教分離原則違反が問題となった判例には、以下のようなものがあります。<sup>※3</sup>

# 最重要判例

# **■ 津地鎮祭事件**(最大判昭52.7.13)

三重県津市が、市体育館の建設に当たり、神式の地鎮祭を挙行し、 それに公金を支出したことが、憲法20条、89条に違反しないかが争 われた。

## \*1 受験テクニック



オウム真理 教解散命令 事件判決は、 多肢選択式

で出題され、「世俗的」という語句が空欄となっていました。このように、多肢選択式語では「〜的」という語句が空欄となっては、多肢選択式語ではで的」という語で、判例を読む多際には、「〜的」を読むきには、「〜的」を読むきまいでしょう。

## \*2 具体例をイメージ

例えば、宗教団体が設 置する私立学校に対し て補助金を交付する場 合などである。

## ※3 受験テクニック



政教分離原 則違反とし た最高裁判

# 結論 合憲 週2-21-3、7-26-4

# 判旨①政教分離原則の法的性質

政教分離規定は、いわゆる制度的保障 ※4 の規定であって、信教 の自由そのものを直接保障するものではなく、国家と宗教の分離を 制度として保障することにより、間接的に信教の自由の保障を確保 しようとするものである。

## ②政教分離の程度

国家と宗教との完全な分離を実現することは、実際上不可能に近 いものであるから、政教分離原則は、国家と宗教とのかかわり合い をもつことを全く許さないとするものではなく、そのかかわり合い が相当とされる限度を超えるものと認められる場合にこれを許さな いとするものである。 個62-27-4

③政教分離原則違反の判断基準 (目的効果基準)

憲法20条3項により禁止される「宗教的活動」とは、行為の目的 が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助・助長・促進又 は圧迫・干渉等になるような行為をいう。

# 最重要判例

# 愛媛県玉串料事件(最大判平9.4.2)

愛媛県が靖国神社等に対して玉串料等の名目で公金を支出したこと が、憲法20条3項、89条に違反しないかが争われた。

違憲 週12-4-5、21-5-4

県が玉串料等を靖国神社等に奉納したことは、その目的が宗教的意 義を持つことを免れず、その効果が特定の宗教に対する援助・助 長・促進になると認めるべきであり、これによりもたらされる県と 靖国神社等とのかかわり合いがわが国の社会的・文化的諸条件に照 らし相当とされる限度を超えるものであって、憲法20条3項の禁止 する宗教的活動に当たる。

## **空知太神社訴訟**(最大判平22.1.20)<sup>※5</sup> 最重要判例

事案

市が町内会に対してその所有する土地を神社施設の敷地として無償 で使用させていたため、市の行為は憲法の定める政教分離原則に違 反するのではないかが争われた。

# 結論 違憲

判旨

市が、町内会に対し、市有地を無償で神社施設の敷地としての利用 に供している行為は、市と本件神社ないし神道とのかかわり合い が、我が国の社会的・文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の 確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるも のとして、憲法89条の禁止する公の財産の利用提供に当たり、ひ いては憲法20条1項後段の禁止する宗教団体に対する特権の付与 にも該当する。

## <sup>※4</sup> 用語

制度的保障:一定の制 度に対して立法によっ てもその本質を侵害す ることができないとい う保護を与えて、制度 それ自体を客観的に保 障する方法のこと。

## <sup>※5</sup> よくある質問



@空知太神 社訴訟 (最 大判平22.1. 20) は、津

地鎮祭事件(最大判昭 52.7.13) のような目 的効果基準は採用して いないんですか?

事件は、政 **炒**教分離原則 違反となる 行為は、①宗教とのか かわり合いが我が国の 社会的・文化的諸条件

に照らし、信教の自由 の保障の確保という制 度の根本目的との関係 で相当とされる限度を 超えるものであるとし た上で、②具体的に は、行為の目的が宗教 的意義をもち、その効 果が宗教に対する援 助・助長・促進または 圧迫・干渉等になるよ うな行為をいう(目的 効果基準) としていま す。これに対して、空 知太神社訴訟は、②の 目的効果基準は使わず に、①の判断基準のみ を引用しています。

# 3 表現の自由

# 第21条

- 1 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由 は、これを保障する。**2**5-21-1
- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これ を侵してはならない。

# (1)表現の自由の保障根拠

表現の自由(21条1項)とは、自分の思想や意見を外部に表明して他者に伝達する自由のことです。個人の内心における思想や意見は、外部に表明して他者に伝達することによって社会的に意味をなすものですから、表現の自由は、特に重要な権利であるといえます。

この表現の自由を支えるのは、①自己実現の価値、②自己統治の価値という2つの価値です。圖22-5

# 【表現の自由の価値】

自己実現の価値	個人が言論活動を通じて自己の人格を発展させるとい う個人的な価値
自己統治の価値	言論活動によって国民が政治的意思決定に関与すると いう社会的な価値

# (2) 表現の自由の内容

# ①知る権利

表現の自由は、本来、自分の思想や意見を外部に表明して他者に伝達する自由(情報の送り手の自由)のことでした。しかし、現代社会では、マスメディアから情報が一方的かつ大量に流され、国民の大半は情報の受け手となっています。

そこで、表現の自由には、「好きな本を読みたい」「自由にニュースを聞きたい」といった情報の受け手の自由も含まれると考えられています。この情報の受け手の自由のことを知る権利といいます。\*1

# ②アクセス権

アクセス権とは、一般国民がマスメディアに対して自己の意

## 1 杂来

個人は様々な事実や意 見を知ることによって 初めて政治に有効に参 加することができるか ら、知る権利は、参政 権的役割も有してい 見の発表の場を提供することを要求する権利のことです。※2 ※3

## 最重要判例 ■ サンケイ新聞事件(最判昭62.4.24)

事案

自民党がサンケイ新聞に掲載した意見広告が共産党の名誉を毀損し たとして、共産党が同じスペースの反論文を無料かつ無修正で掲載 要求した。

結論

反論文掲載請求権は認められない。

判旨 日刊全国紙による情報の提供が一般国民に対し強い影響力をもち、 その記事が特定の者の名誉ないしプライバシーに重大な影響を及ぼ すことがあるとしても、反論権の制度について具体的な成文法がな いのに、反論権を認めるに等しい反論文掲載請求権をたやすく認め ることはできない。

# ③報道・取材の自由

報道は、事実を知らせるものであり、特定の思想や意見を表 明するものではありません。そこで、報道の自由や報道のため の取材の自由が、憲法21条によって保障されるかが問題となり ます。

## 最重要判例 ■ 博多駅事件(最大決昭44.11.26)<sup>※4</sup>

事案

米原子力空母寄港反対闘争に参加した学生と機動隊員とが博多駅付 近で衝突し、機動隊側に過剰警備があったとして付審判請求 \*\*5 がなされたため、裁判所がテレビ放送会社に衝突の様子を撮影した テレビフィルムを証拠として提出することを命じた。そこで、放送 会社は、テレビフィルムの提出命令が報道・取材の自由を侵害する として争った。

### 結論 合憲

判旨 ①報道の自由

報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与す るにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の知る権利に奉仕する ものであるから、思想の表明の自由とならんで、事実の報道の自由 は、表現の自由を規定した憲法21条の保障の下にある。 1-32、 7-26-1、9-22-1、16-5-2、18-5-4

②取材の自由

報道機関の報道が正しい内容をもつためには、報道の自由ととも に、報道のための取材の自由も、憲法21条の精神に照らし、十分尊 重に値するものといわなければならない。\*\*6 週1-32、7-26-1、 16-5-1

## ③取材の自由の限界

取材の自由といっても、何らの制約を受けないものではなく、例 えば公正な裁判の実現というような憲法上の要請があるときは、あ る程度の制約を受けることのあることも否定することができない。 圖7-26-1、9-22-1

## \*2 具体例をイメージ

例えば、意見広告や反 論記事の掲載を請求す ることなどである。

## ※3 重要判例

放送法の規定は、放送 事業者に対し、自律的 に訂正放送等を行うこ とを国民全体に対する 公法上の義務として定 めたものであって、被 害者に対して訂正放送 等を求める私法上の請 求権を付与するもので はない(訂正放送請求 事件: 最判平16.11.25)。

日本テレビが取材した ビデオテープを検察官 が押収したことの合憲 性が争われた日本テレ ビ・ビデオテープ押収 事件決定(最決平元.1. 30) は、博多駅事件の 判旨①②を引用してい る。圓1-32

# <sup>※5</sup> 用語

付審判請求: 公務員の 職権濫用罪等に関して 検察が不起訴にした場 合にその当否を審査す る審判のこと。



取材の自由 については、 № 憲法21条の 精神に照ら

し、十分尊重に値する とされているにすぎず、 「保障する」よりも1ラ ンク低い位置づけにと どめていることに注意 が必要です。

取材に対して情報を提供した人は、自分が情報を提供したこ とを秘密にしてほしいと思うのが通常ですから、情報提供者 (取材源) の秘匿が守られなければ、以後の取材に支障が生じ てしまいます。そこで、取材の自由には、取材源秘匿の自由も 含まれると考えられています。

他方、裁判における証人 \*\*1 は、聞かれたことについて答え る義務があります(これを証言義務といいます)。そこで、裁 判における証人が取材源について聞かれた場合に、証言を拒絶 することができるかが問題となります。

最高裁判所の判例は、取材源秘匿の自由について、刑事裁 判 \*2 と民事裁判 \*3 で異なる結論を述べています。

# 【取材源秘匿の自由】

# 刑事裁判

憲法21条は新聞記者に特殊の保障を与えたものではないた め、医師その他に刑事訴訟法が保障する証言拒絶の権利は、 新聞記者に対しては認められない(石井記者事件:最大判昭 27.8.6)。 \$\mathbb{B}\$62-27-3, 16-5-4

民事事件において証人となった報道関係者は、当該報道が公

# 民事裁判

共の利益に関するものであって、その取材の手段・方法が一 般の刑罰法令に触れるとか、取材源となった者が取材源の秘 密の開示を承諾しているなどの事情がなく、しかも、当該民 事事件が社会的意義や影響のある重大な民事事件であるた め、当該取材源の秘密の社会的価値を考慮してもなお公正な 裁判を実現すべき必要性が高く、そのために当該証言を得る ことが必要不可欠であるといった事情が認められない場合に は、民事訴訟法197条1項3号に基づき、原則として、当該取 材源に係る証言を拒絶することができる(最決平18.10.3)。

取材の自由と国家機密の関係については、以下のような判例 があります。

# 最重要判例

● 外務省秘密電文漏洩事件(最決昭53.5.31)

外務省の極秘電文を新聞記者が外務省の女性事務官から入手して横 流ししたため、この新聞記者が秘密漏示そそのかし罪に問われ た。※4

結論 秘密漏示そそのかし罪が成立する。

報道機関が取材の目的で公務員に対し秘密を漏示するようにそその かしたからといって、そのことだけで、直ちに当該行為の違法性が 推定されるものと解するのは相当ではなく、報道機関が公務員に対 し根気強く執拗に説得ないし要請を続けることは、それが真に報道

## ※1 用語

証人:裁判所に対して 自分の経験から知るこ とができた事実を供述 する者のこと。

## \*2 用語

刑事裁判:犯罪行為を 行った者の処罰を求め る裁判のこと。

## ※3 用語

民事裁判:私人間の権 利義務に関する紛争を 解決する裁判のこと。

国家公務員法は、公務 員が職務上知ることが できた秘密を漏らすこ とを禁止している(100 条1項)。そして、公務 員が秘密を漏らすこと をそそのかした者を処 罰している(111条、 109条12号)。

の目的から出たものであり、その手段・方法が法秩序全体の精神に 照らし相当なものとして社会観念上是認されるものである限りは、 実質的に違法性を欠き正当な業務行為というべきである。しかしな がら、取材の手段・方法が贈賄・脅迫・強要等の一般の刑罰法令に 触れる行為を伴う場合はもちろん、その手段・方法が一般の刑罰法 令に触れないものであっても、法秩序全体の精神に照らし社会観念 上是認することのできない態様のものである場合には、正当な取材 活動の範囲を逸脱し違法性を帯びる。 6-24-1、16-5-5 \*\*5

また、法廷での取材の自由については、以下のような判例が あります。※6

# 最重要判例

# レペタ事件(最大判平元.3.8)

事案

アメリカ人弁護士のレペタは、裁判を傍聴した際に、傍聴席でのメ モ採取を希望し許可申請を行ったが認められなかったため、この措 置は憲法21条に違反するのではないかが争われた。

# 結論

合憲

判旨 ①情報を摂取する自由

憲法21条1項は表現の白中を保障しており、各人が白中に様々な 意見・知識・情報に接し、これを摂取する機会をもつことは、個人 の人格発展にも民主主義社会にとっても必要不可欠であるから、情 報を摂取する自由は、憲法21条1項の趣旨・目的から、いわばその 派牛原理として当然に導かれる。**19**25-7-3

②一般人の筆記行為の自由

様々な意見・知識・情報に接し、これを摂取することを補助する ものとしてなされる限り、筆記行為の自由は、21条1項の規定の精 神に照らして尊重されるべきである。 18-5-3、25-7-4

③法廷でメモを取る自由

傍聴人が法廷においてメモを取ることは、その見聞する裁判を認 識・記憶するためになされるものである限り、尊重に値し、故なく 妨げられてはならない。 過16-5-3

④筆記行為の自由の合憲性判定基準

筆記行為の自由は、21条1項の規定によって直接保障されている 表現の自由そのものとは異なるものであるから、その自由の制限又 は禁止には、表現の自由に制限を加える場合に一般に必要とされる 厳格な基準が要求されるものではない。 過18-5-3、25-7-4

⑤法廷でメモを取る行為の合憲性判定基準

傍聴人のメモを取る行為が公正かつ円滑な訴訟の運営を妨げるに 至ることは、通常はあり得ないのであって、特段の事情のない限 り、これを傍聴人の自由に任せるべきであり、それが憲法21条1項 の規定の精神に合致する。 25-7-5

⑥司法記者クラブ所属の報道機関の記者に対するメモの許可

報道の公共性、ひいては報道のための取材の自由に対する配慮に 基づき、司法記者クラブ所属の報道機関の記者に対してのみ法廷に おいてメモを取ることを許可することも、合理性を欠く措置という ことはできない。 618-5-5、25-7-1

取材の自由の重要性に 鑑み、報道機関が取材 日的で公務員に秘密漏 示をそそのかしても違 法とはいえず、贈賄等 の手段を用いても違法 性が阻却される。→× (16-5-5)

# ※6 重要判例

たとえ公判廷の状況を 一般に報道するための 取材活動であっても、 その活動が公判廷にお ける審判の秩序を乱し 被告人その他訴訟関係 人の正当な利益を不当 に害するときは許され ない(北海タイムス事 件:最大決昭33.2.17)。

# 4性表現と名誉毀損的表現

従来、性表現や名誉毀損的表現は、わいせつ文書頒布罪・名 營毀損罪などが刑法に定められていることから、憲法で保障さ れないものとされてきました。しかし、これでは何をもってわ いせつ・名誉毀損とするかで本来保障されるべき表現まで保障 されなくなってしまうおそれがあります。

そこで、判例は、性表現や名誉毀損的表現も表現の自由に含まれるとしながら、その範囲を絞っていくという手段を採っています。\*\*1 \*\*2

なお、個人の名誉の保護と正当な表現の保障との調和を図るため、以下の3要件を満たした場合には、名誉毀損罪が成立しないものとされています(刑法230条の2第1項)。

# 【名誉毀損罪の成立を阻却する要件】

- 1 摘示された事実が公共の利害に関するものであること(事実の公共性)\*3
- 2 摘示の目的が専ら公益を図るものであること(目的の公益性)
- 3 事実の真実性を証明できたこと(真実性の証明)\*4

# ⑤集会の自由

集会とは、多数人が共通の目的をもって一定の場所に集まることです。また、集団行動も「動く集会」といえますから、集会の自由のみならず集団行動の自由も21条1項によって保障されます。

集会や集団行動は、多数人が集合して、特定の場所を独占して使用したり行動を伴ったりする表現活動ですから、他者の権利と矛盾・衝突する可能性が高いものといえます。そこで、他者の権利との調整のため、集会の自由や集団行動の自由も、公共の福祉による制約を受けることがあります。

# 最重要判例

# ● 皇居前広場事件(最大判昭28.12.23)

事案 メーデー記念集会のため皇居前広場の使用を申請したところ、これ を拒否されたため、この拒否処分の合憲性が争われた。

結論 合憲

判旨 公共用財産である皇居外苑の利用の不許可処分は、表現の自由又は

## ※1 重要判例

「わいせつ」とは、いたずらに性欲を興奮又は刺激させ、普通人の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的道義観念に反するものである(チャタレイ事件:最大判昭32.3.13)。

# ※2 重要判例

わいせつ性の有無の判断は、文書全体との関連において判断されなければならない(悪徳の栄え事件:最大判昭44.10.15)。 **20**62-27-5

## ※3 重要判例

私人の私生活上の行状であっても、そのたずさわる社会的活動の性質およびこれを通じて社会に及ぼす影響力の程度等のいか社会的に対する批判ないによっては、その社会の的活動に対する批判ないし、刑法230条の2第1項にいう「公共の利害に関するがある(「月刊ペン」事件:最判昭564.16)。

## ※4 重要判例

事実が真実であること の証明がない場合で も、行為者がその事実 を真実であると誤信したこと について、確実したこと 料・根拠に照らしきは、 犯罪の故意がなく、しな と登損の罪は成立しない(「夕刊和歌山時事」 事件:最大判昭44.6. 25)。 判旨 団体行動権自体を制限することを目的としたものでないことは明ら かであるから、公園管理権の運用を誤ったものとは認められず、憲 法21条・28条に違反するものではない。\*\*5

# 最重要判例

# 泉佐野市民会館事件(最判平7.3.7)

事案 市長が市民会館の使用許可の申請を市民会館条例の規定に基づき不 許可処分としたため、この処分が集会の自由を侵害して違憲ではな いかが争われた。

## 結論

合憲

判旨 ①二重の基準の法理

集会の自由の制約は、基本的人権のうち精神的自由を制約するも のであるから、経済的自由の制約における以上に厳格な基準の下に されなければならない。週17-36-7

②明白かつ現在の危険の法理

市民会館の使用を許可してはならない事中として市民会館条例が 定める「公の秩序をみだすおそれがある場合」とは、市民会館にお ける集会の自由を保障することの重要性よりも、市民会館で集会が 開かれることによって、人の生命・身体又は財産が侵害され、公共 の安全が損なわれる危険を回避し、防止することの必要性が優越す る場合をいうものと限定して解すべきであり、その危険性の程度と しては、単に危険な事態を生ずる蓋然性があるというだけでは足り ず、明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見されることが必 要である。※6 週17-36-4

# 最重要判例

# ■ 東京都公安条例事件(最大判昭35.7.20)

東京都公安委員会の許可を受けずに集団行進を指導した者が、東京 都公安条例違反で起訴されたため、この公安条例 ※7 の合憲性が争 われた。

結論 合憲 週12-4-2 \*\*8

判旨 地方公共団体が、純粋な意味における表現といえる出版等について の事前規制である検閲が21条2項によって禁止されているにもかか わらず、いわゆる「公安条例」をもって、地方的情況その他諸般の 事情を十分考慮に入れ、不測の事態に備え、法と秩序を維持するた めに必要かつ最小限度の措置を事前に講ずることは、やむを得な い。圖9-22-4

# (3) 表現の自由の限界

表現の自由も公共の福祉などを理由に制限されることがあり ますが、表現の自由は自己実現の価値・自己統治の価値をもつ 重要な権利ですから、国家権力の思うままに制限することは許 されません。

そこで、表現の自由を規制する立法が合憲か違憲かを判定す

この不許可処分は、皇 居前広場の使用を制限 するものであり、表現 物を対象とするもので はないから、検閲に当 たらない。**週**15-4-I

この判決は、「公の秩 序をみだすおそれがあ る場合しを限定して解 釈している。このよう に、文字通りに解釈す ると違憲になるかもし れない広い法文の意味 を限定し、違憲となる 可能性を排除すること によって法令の効力を 救済する解釈を合憲限 定解釈という。

## <sup>※7</sup> 用語

公安条例:公共の秩序 の維持のために国民の 集会や集団行進を規制 する条例のこと。

国の法律をまたずに、 地方公共団体がデモ行 為を禁止する条例を定 めるのは、集会・結社 の自由の侵害であるか ら、違憲である。→× (12-4-2)

る基準を明らかにすることが重要とされます。この基準として 通説が採用しているのが、精神的自由権に対する規制は経済的 自由権に対する規制よりも厳格な基準で審査すべきとする二重 の基準という考え方です。\*\*1

もっとも、表現の自由の規制の合憲性判定基準は二重の基準 から直ちに導かれるものではなく、①事前抑制、②漠然不明確 な規制、③表現内容規制、④表現内容中立規制といった規制の 態様に応じて決定されるべきであるとされています。

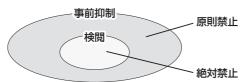
# ①事前抑制

事前抑制とは、表現行為がなされる前に国家権力が表現を規制することです。**6**14-7

この事前抑制は、原則として禁止されていると考えられています。なぜなら、表現行為がなされる前に表現が規制されてしまうと、表現をしようとする者が萎縮してしまい、表現の自由を大きく脅かすことになるからです。 **23-5-3** 

そして、事前抑制のうち、行政権が主体となって行う検閲は、絶対に禁止され、いかなる例外も認められません(21条2項前段)。\*\*2

# 【事前抑制と検閲】



# 最重要判例

# **税関検査事件**(最大判昭59.12.12)

事案 税関当局が書籍等の輸入にあたってその内容を検査する税関検査の制度が検閲に当たり違憲ではないかが争われた。

結論 合憲 週9-22-5、14-7-7

判旨

## ①検閲の意義

憲法21条2項にいう「検閲」とは、行政権が主体となって、思想 内容等の表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁止を目的 として、対象とされる一定の表現物につき網羅的一般的に、発表前 にその内容を審査した上、不適当と認めるものの発表を禁止するこ とを、その特質として備えるものを指す。個9-22-2、15-4

## 1 参差

通説が二重の基準を採 用する理由は、表現の 自由のような精神的自 中権が制限されると、 不当な国家権力の行使 を批判する表現ができ なくなり、選挙におい てこれを是正すること もできなくなってしま うため、精神的自由権 はできる限り尊重され るべきであるのに対 し、経済的自由権が制 限されても、このよう な事態は生じないた め、一定の限度で制限 されることもやむを得 ないからである。

# ※2 具体例をイメージ

例えば、総務省で、出版前に書物を献本することを義務付け、内閲の結果、風俗を害すべき書物については、発行を禁止することなどである。園15-4-4

# 判旨 ②検閲禁止規定の趣旨

憲法21条2項の検閲禁止規定を憲法が21条1項とは別に設けたのは、公共の福祉を理由とする例外の許容をも認めない趣旨を明らかにしたもので、検閲の絶対的禁止を宣言したものである。圖3-22-2、22-3-1 \*\*3

## ③税関検査が検閲に該当するか

税関検査の場合、表現物は国外で発表済であり、輸入が禁止されても発表の機会が全面的に奪われるわけではない。また、税関検査は関税徴収手続の一環として行われるもので、思想内容等の網羅的審査・規制を目的としない。さらに、輸入禁止処分には司法審査の機会が与えられている。したがって、税関検査は、検閲に当たらない。週15-4-7

# **最重要判例 北方ジャーナル事件**(最大判昭61.6.11)

事案 北海道知事選に立候補予定の者を批判・攻撃する記事を掲載した雑誌が、発売前に名誉毀損を理由に差し止められた。そこで、裁判所の仮処分 \*\*4 による事前差止めが、21条に違反しないかが争われた。

# 結論 合憲 **週**14-7-4 \*\*5

判旨 ①裁判所による事前差止めの検閲該当性

裁判所の仮処分による事前差止めは、検閲に当たらない。**個** 6-24-4、9-22-2、15-4-1

②裁判所による事前差止めの許容性

差止めの対象が公務員又は公職選挙の候補者に対する評価・批判等の表現行為に関するものである場合には、そのこと自体から、一般にそれが公共の利害に関する事項であるということができ、その表現が私人の名誉権に優先する社会的価値を含み憲法上特に保護されるべきであることにかんがみると、当該表現行為に対する事前差止めは、原則として許されない。もっとも、その表現内容が真実でなく、又はそれが専ら公益を図る目的のものでないことが明白であって、かつ、被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被るおそれがあるときは、例外的に事前差止めが許される。※6 個9-21-4

# **最重要判例 第1次家永教科書事件**(最判平5.3.16)

事案 小・中・高等学校の教科書は、文部科学大臣の検定に合格しなければ教科書として使用できないとする教科書検定の制度が、検閲に当たり違憲ではないかが争われた。

結論 合憲 週11-22-5、14-7-オ

**判旨** 教科書検定は、一般図書としての発行を何ら妨げるものではなく、 発表禁止目的や発表前の審査などの特質がないから、検閲に当たらない。**周**9-22-3、15-4-7

# ②漠然不明確な規制

漠然不明確な規制がなされると、どこまで表現が許されるか わからず、表現をする人が萎縮してしまいます。そこで、精神

## <sup>3</sup> 過去問チェック

憲法21条2項前段は、「検閲は、これをしてはならない」と定めるが、最高裁判例はこれを一切の例外を許さない絶対的禁止とする立場を明らかにしている。→○(22-3-1)

## \*4 用語

**仮処分:**裁判所が当事 者の権利を保全するた めに執る手段のこと。

## **※5 過去問チェック**

裁判所が、仮処分の形で、名誉毀損的表現を含む書物の出版を前もって差し止めるのは、当事者に充分な意見陳述の機会が与えられていれば、合憲である。→○(14-7-1)

## **※6 引っかけ注意!**

北方ジャー

ることがあります。

的自由を規制する立法は明確でなければならないとされていま す。これを明確性の理論といいます。

表現の自由との関係で法文の不明確性が争われた事件として は、徳島市公安条例事件があります。

## 最重要判例

# ● 徳島市公安条例事件(最大判昭50.9.10)

事案 徳島市公安条例の定める「交通秩序を維持すること」という許可条件は不明確であり31条に違反しないかが争われた。

# 結論 合憲

判旨

ある刑罰法規があいまい不明確のゆえに憲法31条に違反するものと認めるべきかどうかは、通常の判断能力を有する一般人の理解において、具体的場合に当該行為がその適用を受けるものかどうかの判断を可能ならしめるような基準が読みとれるかどうかによってこれを決定すべきである。

# ③表現内容規制

表現内容規制とは、ある表現をそれが伝達するメッセージの 内容を理由に制限する規制のことです。\*\*1

この表現内容規制については、厳格な合憲性判定基準によることが要求されます。

# ④表現内容中立規制

表現内容中立規制とは、表現を、それが伝達するメッセージの内容ではなく、時・所・方法に着目して制限する規制のことです。\*\*2

この表現内容中立規制については、表現内容規制の場合より も緩やかな合憲性判定基準が用いられるのが一般です。\*\*3

# 最重要判例

# ■ 集合住宅でのビラ配布行為の可否(最判平20.4.11)

事案

防衛庁の職員及びその家族が住む集合住宅に無断で立ち入り、「自衛隊のイラク派兵反対」などと書かれたビラを配布した者が、住居侵入罪で起訴された。そこで、ビラ配布行為について住居侵入罪で起訴することは、憲法21条1項に違反するのではないかが争われた。

## 結論 合憲

判旨

本件では、表現そのものを処罰することの憲法適合性が問われているのではなく、表現の手段すなわちビラの配布のために「人の看守する邸宅」に管理権者の承諾なく立ち入ったことを処罰することの憲法適合性が問われているところ、本件で被告人らが立ち入った場

# \*1 具体例をイメージ

例えば、政府に反対する表現を禁止する場合などである。

## ※2 具体例をイメージ

例えば、授業中に学校 の近くでの表現を禁止 する場合などである。

## \*3 重要判例

みだりに他人の家屋その他の工作物にはり札をすることを禁止した軽犯罪法上の規制は、公共の福祉のため、表現の自由に対し許された必要かつ合便大判昭限である(最大判昭 45.6.17)。 **22-3-**9

判旨 所は、防衛庁の職員及びその家族が私的生活を営む場所である集合 住宅の共用部分及びその敷地であり、自衛隊・防衛庁当局がそのような場所として管理していたもので、一般に人が自由に出入りする ことのできる場所ではない。たとえ表現の自由の行使のためとはいっても、このような場所に管理権者の意思に反して立ち入ることは、管理権者の管理権を侵害するのみならず、そこで私的生活を営む者の私生活の平穏を侵害するものといわざるを得ない。 **週**25-41

# 4 学問の自由

# 第23条

学問の自由は、これを保障する。

# (1) 学問の自由

外国の憲法においては、学問の自由を独立の条項で保障する例はあまりありません。しかし、大日本帝国憲法の下で、滝川事件 \*\*4 や天皇機関説事件 \*\*5 など、学問の自由が国家権力によって直接侵害されてきた歴史を踏まえ、日本国憲法では、学問の自由が明文で保障されています (23条)。

学問の自由の内容としては、①学問研究の自由、②研究結果 発表の自由、③教授の自由の3つがあります。

# 【学問の自由の内容】

学問研究の自由	真理の発見・探求を目的として学問研究を行う自由
研究結果発表の 自由	研究結果を発表する自由
教授の自由	研究結果を教授する自由 **6

# (2) 大学の自治

大学の自治とは、大学の内部組織や運営に関しては大学の自 主的な決定に任せ、大学内の問題に対する国家権力の干渉を排 除しようとすることです。

学問の自由には、大学の自治が含まれます。なぜなら、大学は学問をする典型的な場所であり、大学内の問題に対して国家権力の干渉を許してしまうと、学問の自由が脅かされるおそれが大きいからです。\*\*7

# **※4 用語**

滝川事件: 京大の滝川 教授の学説があまりに 自由主義的であるとい う理由で休職を命じら れた事件のこと。

## ※5 用語

天皇機関説事件: 天皇 は国家という法人の機 関にすぎないとする天 皇機関説を主張した美 濃部達古の職から追放 した事件のこと。

# ※6 重要判例

知識の伝達と能力の開発を主とする普通教育の場においても、一定の範囲における教授の自由が保障されるが、普通教育における教師に完全な教授の自由を認めることは許されない(旭川学テ事件:最大判昭51.5.21)。圏11-22-1

## ※7 参老

大学の自治は、大学における自治を保障することによって学問の自由を保障する制度的保障であるとするのが通説である。 1818-6-4

まとめると、以下の図のようになります。

# 【学問の自由のまとめ】



## 最重要判例

# ● ポポロ事件(最大判昭38.5.22)

事案 東大の学生団体「ポポロ劇団」主催の演劇発表会の観客の中に私服 警官がいることを学生が発見し、その警察官に対して暴行を加えた ところ、暴力行為等処罰に関する法律違反で起訴された。そこで、 私服警官の潜入が大学の自治に反するのではないかが争われた。

## 結論 合憲

# 判旨

## ①23条の意義

23条の学問の自由は、学問的研究の自由とその研究結果の発表の自由とを含むものであって、一面において、広くすべての国民に対してそれらの自由を保障するとともに、他面において、大学が学術の中心として深く真理を探求することを本質とすることにかんがみて、特に大学におけるそれらの自由を保障することを趣旨としたものである。 201-6

## ②学生の集会と大学の自治

学生の集会が真に学問的な研究又はその結果の発表のためのものでなく、実社会の政治的社会的活動に当たる行為をする場合には、大学の有する特別の学問の自由と自治は享有しない。**25**-22-5、7-36-2 \*\*1

## **※1 過去問チェック**

大学においては、憲法 第23条の学問の自由を 保障するために、伝統 的に大学の自治が認め られているから、大美 は、それが実社会の政 治的社会的活動に当た る場合であっても、大 学の有する学問の自由 と自治を享有する。→ × (7-26-2)

# 確認テスト

BEE 0.0	
	1 謝罪広告を新聞紙等に掲載すべきことを加害者に命ずることは、加害者の倫理的な意思・良心の自由を侵害するものであり許されない。
	2 20条3項により禁止される「宗教的活動」とは、行為の目的が宗教的 意義をもち、その効果が宗教に対する援助・助長・促進又は圧迫・干渉 等になるような行為をいう。
	3 報道の自由及び取材の自由は、表現の自由を規定した21条の保障の下にある。

- □□□ 4 知識の伝達と能力の開発を主とする普通教育の場においては、教授の 自由は保障されない。
- 解答 1×単に事態の真相を告白し陳謝の意を表明するにとどまる程度のものであれば許される(謝罪広告強制 事件:最大判昭31.7.4)。 20 (津地鎮祭事件:最大判昭52.7.13) 3 × 報道のための取材の自由は、21 条の精神に照らし、十分尊重に値するとされているにすぎない(博多駅事件:最大決昭44.11.26)。 **4×** 普通教育の場においても、一定の範囲における教授の自由が保障される(旭川学テ事件:最大判昭 51.5.21)。